

特234

290

映畫演劇關係法令集

山口縣興行協會



始



特 234
290

目次

映書法	法	(昭和十四年四月五日法律第六十六號) (改正昭和十六年法律第三十五號)	一
映書法施行令		(昭和十四年九月二十六日勅令第六百六十八號) (改正昭和十五年勅令第九百十六號)	五
映書法施行規則		(昭和十四年九月二十七日內務、文部、厚生省令第一號) (改正昭和十五年九月內、文、厚生省令第三十七號) (同十二年六月閣第一號)	六三
映書法施行細則		(昭和十五年三月三十日) (山口縣令第三十號)	六三
映書法令取扱手續		(昭和十五年三月三十日) (山口縣訓令第六號)	六三
映寫技士免許試驗規程		(昭和十六年八月十九日) (山口縣告示第千百一十一號)	七三
興行場及興行取締規則		(昭和十二年七月二十日山口縣令第六十二號) (改正昭和十二年縣令第一一五號) (同十三年七月第七十五號同十五年三月第二十九號)	七七
興行場及興行取締規則施行細則		(昭和十二年七月二十日山口縣訓令第二十七號) (改正昭和十五年三月訓令第五號)	八九





映 畫 法

(昭和十四年四月五日法律第六十六號)
總理、內務、厚生、文部大臣副署

改正 昭和十六年 法律第三十五號

- 第一條 本法ハ國民文化ノ進展ニ資スル爲映畫ノ質的向上ヲ促シ映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 第二條 映畫ノ製作又ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
前項ニ規定スル映畫製作及映畫配給業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テ其ノ業ヲ相續ニ因リテ承繼シタル者ハ之ヲ同項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
- 第四條 主務大臣ハ第三條第一項ノ許可ヲ受ケ映畫ノ製作ノ業ヲ爲ス者(映畫製作業者)又ハ同項ノ許可ヲ受ケ映畫ノ配給ノ業ヲ爲ス者(映畫配給業者)本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ業務ノ停止若ハ制限又ハ其ノ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 映畫製作業者ノ映畫ノ製作ニ關シ業トシテ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ從事セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登錄ヲ受クベシ但シ十四歳未満ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 主務大臣ハ前條ノ登錄ヲ受ケタル者其ノ品位ヲ失墜スベキ行爲ヲ爲シタルトキ其ノ他同條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ從事スルヲ適當ナラズト認メタルトキハ其ノ業務ノ停止又ハ其ノ登錄ノ取消ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 映畫製作業者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外第五條ノ規定ニ依ル登錄ヲ受ケザル者ヲ同條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得ス前條ノ規定ニ依ル業務停止中ノ者ニ付亦同ジ
- 第八條 行政官廳ハ危害豫防、衛生其ノ他公益保護上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫製作業者ニ對シ

映畫ノ製作ノ現業ニ従事スル者ノ就業其ノ他映畫ノ製作ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第九條 映畫製作業者主務大臣ノ指定スル種類ノ映畫ヲ製作セントスルトキハ撮影開始前命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ツベシ届出ヲ爲シタル事項ノ主タル部分ヲ變更シタルトキ同亦ジ

主務大臣ハ公安又ハ風俗上必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ特ニ國民文化ノ向上ニ資スルモノアリト認ムル映畫ニ付選奨ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ公益上特ニ保存ノ必要アリト認ムルトキハ映畫ヲ指定シ其ノ所有者ニ對シ複寫ノ爲一時其ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫配給業者ニ對シ外國映畫ノ配給ニ關シ其ノ種類又ハ數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十三條 映畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ檢閲ヲ受ケ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

主務大臣ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ檢閲ニ合格シタル映畫ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十四條 映畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ檢閲ヲ受ケ合格シタルモノニ非ザレバ公衆ノ觀覽ニ供スル爲之ヲ上映スルコトヲ得ズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 主務大臣ハ命令ヲ以テ映畫興行者ニ對シ國民教育上有益ナル特定種類ノ映畫ノ上映ヲ爲サシムルコトヲ得

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ映畫興行者ニ對シ啓發宣傳上必要ナル映畫ヲ交付シ期間ヲ指定シテ其ノ上映ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫興行者ニ對シ外國映畫ノ上映ニ關シ其ノ種類又ハ數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ危害豫防、衛生、教育其ノ他公益保護上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ニ對シ興行時間、映寫方法、入場者ノ範圍其ノ他映畫ノ上映ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ公益上特ニ必要アリト認ムルトキハ映畫製作業者、映畫配給業者又ハ映畫興行者ニ對シ製作スベキ映畫ノ種類若ハ數量ノ制限、映畫ノ配給ノ調整、設備ノ改良又ハ不正競争ノ防止ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 削除

第二十條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ映畫ヲ製作シ又ハ上映スル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

行政官廳ハ映畫製作業者、映畫配給業者又ハ映畫興行者ニ對シ其ノ業務ニ關スル事項ニ付報告ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 第二條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ映畫ノ製作又ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依リ停止又ハ制限ニ違反シタル者

二 第八條、第十二條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シタル者

三 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止ニ違反シテ映畫ヲ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

四 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

五 第十五條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十條第一項ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

四

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケズシテ業トシテ同條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ従事シタル者

二 第六條ノ規定ニ依ル停止ニ違反シタル者

三 第七條ノ規定ニ違反シタル者

四 第九條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズシテ映畫ノ撮影ヲ開始シタル者

五 第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 映畫ノ製作者ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲ス者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従事者ガ其ノ業務ニ關シ第二十一條、第二十二條第一號乃至第五號若ハ第六號後段又ハ前條

第三號乃至第五號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 第二十一條、第二十二條第一號乃至第五號及第六號後段並ニ第二十三條第三號乃至第五號ノ罰則ハ其ノ者ガ

法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十四年勅令第六百六十七號ヲ以テ昭和十四年十月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際現ニ第二條ニ規定スル映畫ノ製作者ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲ス者又ハ其ノ業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨ

リ一年ヲ限リ同條第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ其ノ業ヲ爲スコトヲ得

前項ノ者前項ノ期間内ニ第二條第一項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

前二項ノ規定ニ依リ其ノ業ヲ爲ス者ハ之ヲ第二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ業トシテ第五條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ従事スル者ハ本法施行ノ日ヨ

リ六月ヲ限リ同條ノ登録ヲ受ケズシテ引續キ業トシテ其ノ業務ニ従事スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則 （昭和十六年法律第三十五號）

第三十七條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年勅令第三百六號ヲ以テ昭和十六年四月一日ヨリ施行）

映畫法施行令

（昭和十四年九月二十六日勅令第六百六十八號）
（總理、内務、厚生、文部大臣副署）

改正 昭和十五年 勅令第九百十六號

第一條 映畫法第二條ノ映畫製作業ハ企畫、撮影及編輯ヲ併セ行ヒ映畫ノ製作ヲ爲ス業トス

企畫、撮影又ハ編輯ノ一又ハニヲ行フ業ハ之ヲ映畫製作業ト看做ス

映畫法第二條ノ映畫配給業ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ニ對シ映畫ノ貸付又ハ賣却ヲ爲ス業トス

第二條 映畫法第二條第一項、第四條及第十八條ノ主務大臣ハ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣、同法第九條、第十二條、第十三條第二項及第十六條ノ主務大臣ハ内閣總理大臣及内務大臣、同法第五條及第六條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十條、第十一條及第十五條第一項ノ主務大臣ハ文部大臣トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年 勅令第九百十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六

映畫法施行規則

(昭和十四年九月二十七日
内務省令第一號)

昭和十五年九月 内、文、厚省令第三十七號

改正 同 十二月 閣令、内、文、厚省令第一號

同 十六年六月 同 第一號

第一條 映畫法第二條第一項ノ規定ニ依ル映畫製作業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書正副四通ヲ映畫製作業ノ主タル事務所所在地ノ地所方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文務大臣ニ提出スベシ

一 住所及氏名

二 業務ノ範圍

三 映畫製作所ノ所在地

四 映畫製作所ノ構造設備

イ 全體ノ配置(圖面ヲ添附スベシ)

ロ 撮影、錄音、現像、焼付、映寫及貯藏ノ用ニ供スル建物ノ構造設備(圖面ヲ添附スベシ)

ハ 撮影機、錄音機及焼付機ノ種類及臺數

ニ 電氣設備(圖面ヲ添附スベシ)

五 製作スル映畫ノ種類

六 一年間ニ製作スル映畫ノ數量

七 業務別従業員數

八 業務開始ノ時期

前項ノ許可申請書ニハ事業ノ起業目論見書及收支概算書ヲ添附スベシ

第一項第二號、第三號、第四號イ、ロ、第五號又ハ第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一項ノ例ニ依リ地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク届書正副三通ヲ第一項ノ規定ニ依ル地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文務大臣ニ提出スベシ

第二條 映畫法第二條第一項ノ規定ニ依ル映畫配給業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書正副四

七

通ヲ映畫配給業ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ニ提出スベシ

- 一 住所及氏名
- 二 支所其ノ他ノ配給所ノ所在地
- 三 配給ノ區域
- 四 配給ノ方法
- 五 配給スル映畫ノ種類
- 六 一年間ニ配給スル映畫ノ數量
- 七 業務開始ノ時期

前項ノ許可申請書ニハ事業ノ起業目論見書及收支概算書ヲ添附スベシ

第一項第五號又ハ第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一項ノ例ニ依リ地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク届書正副三通ヲ第一項ノ規定ニ依ル地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ニ提出スベシ

第三條 映畫製作業者又ハ映畫配給業者其ノ業務ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキハ遲滯ナク届書正副三通ヲ第一條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ニ提出スベシ

引續キ六月以上其ノ業務ヲ休止セントスルトキ亦同ジ

第四條 映畫製作業者又ハ映畫配給業者死亡シタル場合ニ於テ其ノ業ヲ相續ニ因リテ承繼シタル者ハ一月以内ニ届書正副三通ニ戶籍謄本ヲ添附シ第一條第一項又ハ第二條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ヲ經由シ内閣總理大臣、内務大臣及文部

大臣ニ提出スベシ

第五條 映畫製作業者又ハ映畫配給業者ハ毎年二月末日迄ニ前年中ニ製作シ又ハ配給シタル映畫ノ種類其ノ他ノ事項ヲ記載シタル様式第一號ノ届書正副三通ヲ内閣總理大臣、内務大臣及文部大臣ニ提出スベシ

第六條 映畫法第五條ノ規定ニ依リ業務ノ種類ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 一 標準型映畫ノ演出
- 二 小型映畫ノ演出
- 三 特殊映畫ノ演出
- 四 演 技
- 五 標準型映畫ノ撮影
- 六 小型映畫ノ撮影
- 七 特殊映畫ノ撮影

前項ノ標準型映畫トハ幅員三十五ミリメートルノ映畫(特殊映畫ヲ除ク)ヲ、小型映畫トハ幅員三十五ミリメートル未満ノ映畫(特殊映畫ヲ除ク)ヲ、特殊映畫トハ描畫又ハ之ニ準ズル映畫ヲ謂フ

第七條 映畫法第五條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル登録申請書ヲ内務大臣ニ提出スベシ

- 一 住所、氏名(業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名)及生年月日
 - 二 業務ノ種類
- 前項ノ登録申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 履歴書

- 二 内務大臣ノ指定シタル者ノ發行スル技能ヲ證スル書類
 - 三 申請者未成年者ナルトキハ其ノ親權者又ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者、妻ナルトキハ夫ノ承諾ヲ證スル書類、在學中ノ者ナルトキハ學校長ノ意見ヲ記載シタル書類
 - 第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ内務大臣ニ届出ヅベシ
 - 第八條 内務大臣映畫法第五條ノ規定ニ依リ登録ヲ爲シタルトキハ様式第二號ノ登録證明書ヲ交付ス
 - 前項ノ規定ニ依ル登録證明書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ登録證明書ヲ滅失シ若ハ毀損シタルトキハ其ノ書換又ハ再交付ヲ内務大臣ニ申請スベシ
 - 第九條 映畫法第六條ノ規定ニ依リ業務ノ停止又ハ登録ノ取消ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク前條第一項ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル登録證明書ヲ内務大臣ニ返納スベシ
 - 業務停止ノ期間滿了シタルトキハ登録證明書ヲ本人ニ還付ス
 - 第十條 映畫法第五條ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタルトキハ廢止ノ場合ハ登録ヲ受ケタル者、死亡ノ場合ハ其ノ戸主又ハ家族ヨリ遲滞ナク其ノ旨内務大臣ニ届出ヅベシ
 - 第十一條 映畫製作業者十四歳未満ノ者ヲ業トシテ第六條ニ掲グル種類ノ業務ニ従事セシメントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ内務大臣ニ届出ヅベシ
 - 一 住所及氏名
 - 二 業務ニ従事セントスル者ノ住所、氏名（業務上ノ氏名アルトキハ併セテ其ノ氏名）及生年月日
 - 三 従事セシメントスル業務ノ種類
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 業務ニ従事スルニ適スルコトヲ證スル醫師ノ健康證明書
- 二 業務ニ従事セントスル者ノ親權者又ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者ノ承諾ヲ證スル書類、業務ニ従事セントスル者在學中ノ者ナルトキハ學校長ノ意見ヲ記載シタル書類
- 第十二條 映畫製作業者映畫法第五條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケザル者ヲ同法第七條ノ規定ニ依リ第六條ニ掲グル種類ノ業務ニ従事セシムルコトヲ得ル場合左ノ如シ
 - 一 映畫ノ製作ノ都度雇入ルルトキ
- 第十三條 映畫製作業者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ映畫ノ製作ノ現業ニ従事セシムルコトヲ得ズ但シ臨時必要アル場合ニ於テ従業地ノ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十四條 映畫法第九條第一項ノ規定ニ依リ映畫ノ種類ヲ指定スルコト左ノ如シ
 - 一 劇映畫
- 第十五條 映畫製作業者映畫法第九條第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サントスルトキハ撮影開始十日前左ノ事項ヲ記載シタル届書正副二通ヲ内閣總理大臣及内務大臣ニ提出スベシ
 - 一 住所及氏名
 - 二 映畫ノ題名
 - 三 原作者及脚色者
 - 四 演出者主タル演技者
 - 五 映畫ノ内容（脚本ニ依リ表示シ）三部ヲ添附スベシ
 - 六 撮影開始及製作終了時期

内閣總理大臣及内務大臣必要アリト認ムルトキハ映畫ノ著作権ヲ證スル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
映畫製作業者第一項第二號乃至第四號ノ事項又ハ第五號ノ事項ノ主タル部分ヲ變更シタルトキハ映畫法

第九條第一項後段ノ規定ニ依リ其ノ都度届書ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第十六條 映畫法第十條ノ規定ニ依ル映畫ノ選奨ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フ

- 一 推薦
- 二 賞金ノ交付

前項第二號ノ賞金ノ交付ハ同項第一號ニ依リ文部大臣ノ推薦シタル映畫ノ中ヨリ特ニ優良ナリト認ムルモノニ付其ノ製作者ニ對シ之ヲ行フ

第十七條 前條ノ推薦ヲ受ケタル映畫ノ所有者ハ様式第八號ノ合格印章ヲ押捺シタル當該映畫ノ臺本ヲ文部大臣ニ提出シ様式第三號ノ推薦印章ノ押捺ヲ受クルコトヲ得

第十八條 文部大臣映畫法第十一條ノ規定ニ依リ映畫ノ提出ヲ命ズルトキハ其ノ所有者ニ對シ映畫ノ題名提出期日提出期間其ノ必要ナル事項ヲ指示ス

前項ノ映畫ノ所有者前項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ之ヲ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事情ヲ具シ遲滞ナク文部大臣ニ届出ヅベシ

第十九條 映畫法ニ於テ外國映畫ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當モルモノヲ謂フ

- 一 外國ニ於テ製作シタル映畫但シ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ノ製作シタル映畫ニシテ帝國臣民ヲ主タル演出者、演技者又ハ撮影者トシ且字幕又ハ發聲ニ外國語ヲ主トセザルモノヲ除ク
- 二 本邦ニ於テ外國人又ハ外國法人ノ製作シタル映畫但シ帝國臣民ヲ主タル演出者、演技者又ハ撮影者トシタル映畫ニ

シテ字幕又ハ發聲ニ外國語ヲ主トセザルモノヲ除ク

第二十條 映畫配給業者ハ内閣總理大臣及内務大臣ノ割當テタル數量ヲ超エテ劇映畫タル外國映畫ヲ配給スルコトヲ得ズ前項ノ割當ハ翌年中ニ配給セントスル劇映畫タル外國映畫ニ付之ヲ行フ但シ新ニ劇映畫タル外國映畫ヲ配給セントスル者ニ對シテハ當該年内ニ配給セントスル數量ニ付之ヲ行フコトヲ得

第二十一條 映畫配給業者前條ノ規定ニ依ル割當ヲ受ケントスルトキハ毎年十月三十一日迄ニ申請書正副二通ヲ内閣總理大臣及内務大臣ニ提出スベシ

映畫配給業者前條第二項但書ノ場合其ノ他特別ノ事情アルトキハ前項ノ規定ニ依ル期日ノ制限ニ拘ラズ前項ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得

第二十二條 前條ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 住所及氏名
- 二 配給スル外國映畫ノ數量

前項ノ申請書ニハ左ニ掲ゲル書類ヲ添附スベシ

- 一 申請ノ前月以前三年間ニ配給シタル劇映畫タル外國映畫ニ付様式第四號ニ依ル調書
- 二 申請ノ前月以前一年間ニ輸出シタル映畫ニ付様式第五號ニ依ル調書

第二十三條 内閣總理大臣及内務大臣必要アリト認ムルトキハ第二十條ノ規定ニ依リ割當テタル數量ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 映畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル檢閱ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル檢閱申請書正副二通ニ檢閱ヲ受クベキ映畫及臺本二部ヲ添へ内閣總理大臣及内務大臣ニ提出スベシ

- 一 住所及氏名
- 二 映畫ノ題名
- 三 製作者ノ住所及氏名
- 四 卷數及長サ
- 五 輸出年月日
- 六 輸出ノ目的
- 七 輸出地及仕向地
- 八 荷受人ノ住所及氏名

時事ヲ撮影シタル映畫ニシテ内閣總理大臣及内務大臣ノ檢閲ヲ受クル暇ナキトキハ前項ノ例ニ依リ製作地又ハ輸出地地方長官ニ申請シ其ノ檢閲ヲ受クルコトヲ得

檢閲官廳必要アリト認ムルトキハ映畫ノ著作権ヲ證スル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 映畫法第十四條第一項ノ規定ニ依ル檢閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル檢閲申請書正副三通ニ檢閲ヲ受クベキ映畫及臺本四部(檢閲ニ合格シタル後三年以内ニ當該映畫ノ複製ニ付同一申請者方檢閲ヲ受ケントスル場合ハ一部)ヲ添ヘ内閣總理大臣及内務大臣ニ提出スベシ

- 一 住所及氏名
- 二 映畫ノ題名(外國映畫ニ在リテハ其ノ原名及譯名ヲ記載スベシ)
- 三 製作者ノ住所及氏名
- 四 卷數及長サ

五 劇映畫ニ在リテハ映畫法第九條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル年月日時事ヲ撮影シタル映畫ニシテ内閣總理大臣及内務大臣ノ檢閲ヲ受クル暇ナキトハ前項ノ例ニ依リ上映地ノ地方長官ニ申請シ其ノ檢閲ヲ受クルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 映畫法第十三條第一項ノ規定ニ依リ檢閲シタル映畫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ不合格トス

- 一 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝國ノ威信ヲ損スル虞アルモノ
- 二 政治上、軍事上、外交上、經濟上其ノ他帝國ノ利益ヲ害スル虞アルモノ
- 三 國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上支障ノ虞アルモノ
- 四 國民文化ニ對シ誤解ヲ生ゼシムル虞アルモノ
- 五 製作技術著シク拙劣ナルモノ
- 六 其ノ他輸出ニ適セザルモノ

第二十七條 映畫法第十四條第一項ノ規定ニ依リ檢閲シタル映畫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ不合格トス

- 一 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝國ノ威信ヲ損スル虞アルモノ
- 二 朝憲紊亂ノ思想ヲ鼓吹スル虞アルモノ
- 三 政治上、軍事上、外交上、經濟上其ノ他公益上支障ノ虞アルモノ
- 四 國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上支障ノ虞アルモノ
- 五 善良ナル風俗ヲ紊リ國民道義ヲ頹廢セシムル虞アルモノ
- 六 國語ノ醇正ヲ著シク害スル虞アルモノ

七 製作技術著シク拙劣ナルモノ

一六

八 其ノ他國文化ノ進展ヲ阻害スル虞アルモノ

第二十八條 檢閱ニ合格シタルトキハ第二十四條ノ規定ニ依リ申請アリタルモノニ付テハ様式第六號ノ檢閱合格證明書ヲ交付シ映畫ニ様式第七號ノ合格印章及記號番號ヲ押捺シ、第二十五條ノ規定ニ依リ申請アリタルモノニ付テハ映畫ニ様式第七號ノ合格印章及記號番號ヲ、臺本ニ様式第八號ノ合格印章ヲ押捺ス但シ第二十四條第二項及第二十五條第二項ノ規定ニ依ル檢閱ニ合格シタルモノニ付テハ映畫ニ押捺スル合格印章及記號番號ヲ省略スルコトヲ得

第二十九條 映畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル檢閱ノ合格有効期間ハ三月、同法第十四條第一項ノ規定ニ依ル檢閱ノ合格有効期間ハ三年トス但シ同法第十四條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ行フ檢閱ノ合格有効期間ハ三月トシ其ノ效力ハ他ノ道府縣ニ及バズ

第三十條 檢閱官廳ハ檢閱ヲ爲シタル映畫ニ付特別ノ事情アル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ異リタル檢閱ノ合格有効期間ヲ定メ又ハ地域其ノ他ノ制限ヲ爲スコトヲ得

檢閱官廳前項ノ制限ヲ爲シタルトキハ第二十四條ノ規定ニ依リ申請アリタルモノニ付テハ檢閱合格證明書ニ、第二十五條ノ規定ニ依リ申請アリタルモノニ付テハ臺本ニ其ノ旨ヲ記入ス

第三十一條 内閣總理大臣及内務大臣映畫法第十三條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ禁止ノ場合ニ在リテハ檢閱合格證明書ヲ返納セシメ當該映畫ニ押捺シタル合格印章及記號番號ヲ抹消シ、制限ノ場合ニ在リテハ檢閱合格證明書ニ其ノ旨ヲ記入ス

内閣總理大臣及内務大臣映畫法第十四條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ禁止ノ場合ニ在リテハ當該映畫ニ押捺シタル合格印章及記號番號並ニ當該映畫ノ臺本ニ押捺シタル合格印章ヲ抹消シ、制限ノ場合ニ在リテハ當該映畫ノ臺

本ニ其ノ旨ヲ記入ス

第三十二條 檢閱ニ合格シタル映畫ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ合格印章又ハ記號番號ノ再押捺若ハ檢閱合格證明書ノ再交付ヲ當該映畫ノ檢閱官廳ニ申請スルコトヲ得

一 映畫ニ押捺シタル合格印章又ハ記號番號ヲ毀損シタルトキ

二 合格印章ヲ押捺シタル臺本ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキ

三 檢閱合格證明書ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ在リテハ更ニ臺本一部ヲ提出スベシ

第三十三條 檢閱ニ合格シタル映畫ニ付第二十四條第一項第二號若ハ第七號又ハ第二十五條第一項第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ當該映畫ノ檢閱官廳ノ許可ヲ受クベシ

第三十四條 檢閱官廳ハ映畫法第十四條第一項ノ規定ニ依ル檢閱ニ付左ノ手数料ヲ徴收ス

一 内閣總理大臣及内務大臣ノ檢閱スル映畫ニ付テハ一メートル又ハ其ノ端數毎ニ一錢但シ外國映畫ニ付テハ一メートル又ハ其ノ端數毎ニ一錢五厘

二 内閣總理大臣及内務大臣ニ於テ映畫ヲ檢閱シタル後三月以内ニ同一申請者ヨリ檢閱ヲ申請スル當該映畫ノ複製及檢閱ノ合格有効期間經過後六月以内ニ檢閱ヲ申請スル當該映畫ニ付テハ一メートル又ハ其ノ端數毎ニ五厘但シ外國映畫ニ付テハ一メートル又ハ其ノ端數毎ニ七厘五毛

三 地方長官ノ檢閱スル映畫ニ付テハ三メートル又ハ端數毎ニ一錢
檢閱官廳公益上必要アリト認ムルトキハ手数料ヲ免除スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ檢閱申請書ニ貼附スベシ

一七

第三十五條 映畫法第十五條第一項ノ規定ニ依リ上映ヲ爲サシムベキ映畫ハ文部大臣ノ認定シタル文化映畫及時事映畫トス

前項ノ文化映畫トハ國民精神ノ涵養又ハ國民智能ノ啓培ニ資スル映畫ニシテ劇映畫ニ非ザルモノヲ謂ヒ時事映畫トハ時事ヲ撮影シタル映畫ニシテ國民ヲシテ内外ノ情勢ニ關シ須要ナル知識ヲ得シムベキモノヲ謂フ

映畫興行者ハ一回ノ興行ニ付第一項ノ映畫各一本以上ヲ上映スベシ但シ映畫興行者映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ映畫ヲ上映スル場合及第十六條ノ推薦ヲ受ケタル映畫ヲ上映スル場合ハ文化映畫ノ上映ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ上映スベキ文化映畫ノ長サハ二百五十メートルヲ下ルコトヲ得ズ
第三十六條 前條第一項ノ規定ニ依ル文化映畫ノ認定ヲ受ケントスル者ハ第二十五條第一項第二號乃至第四號ノ事項ヲ記載シタル認定申請書ニ認定ヲ受ケベキ映畫及臺本二部（一部ハ様式第八號ノ合格印章ヲ押捺シタルモノ）ヲ添ヘ文部大臣ニ提出スベシ

第三十七條 第三十五條第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ爲シタルトキハ様式第八號ノ合格印章ヲ押捺シタル當該映畫ノ臺本ニ文化映畫ニ在リテハ様式第九號、時事映畫ニ在リテハ様式第十號ノ認定印章ヲ押捺ス

第三十八條 第三十五條第一項ノ規定ニ依ル認定ノ有効期間ハ文化映畫ニ在リテハ當該映畫ノ檢閱ノ合格有効期間時事映畫ニ在リテハ二月以内トス

第三十九條 文部大臣ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ第三十五條第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ取消スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ認定ヲ取消シタルトキハ當該映畫ノ臺本ニ押捺シタル認定印章ヲ抹消ス

第四十條 第三十五條第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル映畫ニ付其ノ臺本ニ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ合格印章ノ再押捺ヲ受ケタルトキハ違滞ナク當該臺本ヲ文部大臣ニ提出シ様式第九號又ハ第十號ノ認定印章ノ再押捺ヲ申請スベシ

第四十一條 地方長官映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ映畫ノ上映ヲ爲サシメントスルトキハ一回ニ付一週間以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムベシ但シ一年ヲ通ジ一映畫興行場ニ付六週間ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十二條 常設ノ映畫興行場ニ於テ興行ヲ爲ス映畫興行者ハ一映畫興行場ニ付一年ヲ通ジ五十本ヲ超エテ劇映畫タル外國映畫ヲ上映スルコトヲ得ズ

前項ノ映畫興行者當該映畫興行場ニ於テ會テ上映シタル劇映畫タル外國映畫ヲ上映スル場合ハ之ヲ前項ノ本數ニ算入セズ

年ノ中途ニ於テ新ニ劇映畫タル外國映畫ノ上映ヲ開始シタルトキハ第一項ノ本數ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第四十三條 常設ノ映畫興行場ニ於テ興行ヲ爲ス映畫興行者ハ一回ノ興行時間二時間三十分ヲ超エテ興行ヲ爲スコトヲ得ズ

文化映畫ニシテ其ノ長サ二百五十米ヲ超ユル部分ヲ上映スル爲ニ要スル時間ハ三十分ヲ限り之ヲ前項ノ時間ニ算入セズ
時事映畫ニシテ其ノ長サ二百七十四米ヲ超ユル部分ヲ上映スル爲ニ要スル時間ハ三十分ヲ限り之ヲ第一項ノ時間ニ算入セズ

映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ上映ヲ命ゼラレタル映畫ヲ上映スル爲ニ要スル時間ハ三十分ヲ限り之ヲ第一項ノ時間ニ算入セズ

前三項ノ規定ニ依リ第一項ノ時間ニ算入セザル時間ハ通ジテ三十分ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十四條 映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ一分間二十七メートル四ノ速度ヲ超エテ映寫ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十五條 映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ自動式安全閉閉器ノ裝置アル映寫機ヲ使用スルニ非ザレバ映寫ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十六條 映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ映畫法第十四條第一項ノ規定ニ依ル檢閲ニ合格シタル映畫ニシテ文部大臣(地方長官ノ行フ檢閲ニ合格シタル映畫ニ付テハ當該地方長官)ニ於テ年少者ノ教育上支障ナシト認定シタルモノノミヲ上映スル場合ヲ除クノ外十四歳未滿ノ者ヲ映畫ヲ上映スル場所ニ入場セシムルコトヲ得ズ但シ保護者ノ同伴アル六歳未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條 前條ノ規定ニ依ル認定ヲ爲シタルトキハ様式第八號ノ合格印章ヲ押捺シタル當該映畫ノ臺本ニ様式第十一號ノ認定印章ヲ押捺ス但シ地方長官ニ於テ認定ヲ爲シタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得
前條ノ規定ニ依ル認定ノ有効期間ハ當該映畫ノ檢閲ノ合格有効期間トス

第三十九條及第四十條ノ規定ニ依ル認定ニ之ヲ準用ス
第四十八條 映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ地方長官ノ行フ映寫免許ヲ受ケザル者ヲシテ映寫性機ノ操作ヲ爲サシムルコトヲ得ズ但シ緩燃ノ映畫ヲ上映スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ映寫機ニ臺以上ヲ用ヒ且其ノ映寫時間通例引續キ六時間ヲ起ユル場合ニ在リテハ映寫免許ヲ受ケタル者三名以上ヲ其ノ他ノ場合ニ在リテハ二名以上ヲ使用スベシ
第四十九條 本令ニ依リ提出スル申請書又ハ届書ニ住所及氏名ヲ記載スベキ場合ニ於テハ法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地、代表者ノ住所及氏名ヲ記載スベシ

第五十條 第三條、第四條、第十一條及第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
第五十一條 映畫製作業者若ハ映畫配給業者又ハ檢閲ニ合格シタル映畫ノ所有者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五十二條 第五十條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第五十三條 本令ハ映畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十條第四十二條及第四十六條ノ規定ハ昭和十五年一月一日ヨリ、第三十五條第二項ノ規定ハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ昭和十五年一月一日、其ノ他ノ市町村ニ在リテハ昭和十五年七月一日ヨリ、第四十五條及四十八條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十四條 左ノ内務省令ハ之ヲ廢止ス
一 大正十四年五月内務省令第十號活動寫眞「フィルム」檢閲規則
二 昭和十年十月内務省令第六十三號輸出活動寫眞フィルム取締規則
三 昭和十二年十二月内務省令第五十五號(活動寫眞ノ興行時間及フィルムノ長さノ制限ニ關スル件)

第五十五條 映畫法附則第二項ノ規定ニ依リ其ノ業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ映畫製作業者ニ在リテハ第一條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ映畫配給業者ニ在リテハ第二條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ記載シタル届書正副二通ヲ第一條第一項又ハ第二條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ヲ經由シ内務大臣及文部大臣ニ提出ス
但シ其ノ期間内ニ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 本令施行前行政官廳ノ檢閲ヲ經タル檢閲済「フィルム」又ハ合格輸出フィルムノ合格有効期間ハ従前ノ規定ニ依ル有効期間ノ殘存期間トス

第五十七條 映畫興行者ハ第三十五條第三項中文化映畫ニ關スル規定ノ施行後六月ヲ限り一月間ノ興行日數ノ半迄ハ仍同項ノ規定ニ依ル文化映畫ノ上映ヲ爲サザルコトヲ得

映畫興行者本令施行前行政官廳ノ檢閲ヲ經タル檢閱済「フィルム」又ハ其ノ複製ニシテ第三十五條第一項ノ規定ニ依ル文化映畫ノ認定ヲ受ケタルモノヲ上映スル場合ニ於テハ本令施行後三年ヲ限り同條第四項中映畫ヲ長サニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

第五十八條 本令施行前行政官廳ノ檢閲ヲ經タル檢閱済「フィルム」ノミヲ上映スル場合又ハ之ヲ第四十六條ノ認定ヲ受ケタル映畫ト共ニ上映スル場合ニ在リテハ文部大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外第四十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第五十九條 第三十五條第三項ノ規定ニ依リ時事映畫ヲ上映スル場合ハ其ノ上映ニ要スル時間ニ限り昭和十六年三月三十一日迄之ヲ第四十三條ニ規定スル興行時間ニ算入セザルコトヲ得

附 則 (昭和十五年九月省令第三十七號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十五條第三項中時事映畫ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ昭和十五年十月一日、其ノ他ノ市町村ニ在リテハ昭和十六年一月一日ヨリ施行ス

附 則 (昭和十五年十二月 附令第一號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十三條ノ改正規定ハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ昭和十六年一月一日ヨリ、其ノ他ノ市町村ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年六月 附令第一號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號ノ一

昭和 年映畫製作届

年 月 日

住所 氏 名

映畫ノ種類	映畫ノ題名	映畫製作所名	演出者	巻數及長サ	製作費	製作日數	複製本數	推薦ノ他ノ認定共備	備考	用途			生フィルム	消費量
										日本製	外國製	備考		
										陽畫用	陰畫用	録音用		
										メートル	メートル	メートル		
										メートル	メートル	メートル		

様式第七號

一 合格印章

イ 内務省
内閣合格印章

↑ 二 糶 ↓



ロ 廳府縣合格印章

↑ 二 糶 ↓



二 記號番號

↑ 一 糶 ↓
A 123
↑ 八 糶 ↓

記號ハ本令施行ノ年ヲAトシ以下各年毎ニアルハベツトノ順ニ從フ

様式第八號

イ 内務省 合格印章

ロ 廳府縣合格印章

三三

内務省	務	内
至昭和	有効期間	第
自昭和	年 年	年
年 年	月 月	月 月
日 日		日 日
檢 閱 合 格		號

五・四

縣	府	廳
至昭和	有効期間	第
自昭和	年 年	年
年 年	月 月	月 月
日 日		日 日
檢 閱 合 格		號

五・四

様式第九號

省	部	文
昭和	文化映畫	第
年 年		年
月 月		月 月
日 日		日 日
認 定		號

五・四

省	部	文
至昭和	時事映畫	第
自昭和	認 定 有 効 期 間	年
年 年		年
月 月		月 月
日 日		日 日
認 定 有 効 期 間		號

五・四

様式第十號

三三

イ 文部省認定印章

ロ 廳府縣認定印章

文 部 省		
昭和 年 月 日 認定	一 般 用 映 畫	第 號
— 種五・四 —		
廳 府 縣		
昭和 年 月 日 認定	一 般 用 映 畫	第 號
— 種五・四 —		

六 種

六 種

映畫法施行細則

第一章 總 則

昭和十五年三月三十日
山口縣令第三十號

第一條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

- 一 法トハ映畫法、規則トハ映畫法施行規則ヲ謂フ
- 二 映畫興行トハ營利ヲ目的トシテ映畫ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル爲上映スルヲ謂フ
- 三 映畫興行者トハ映畫興行ヲ爲ス者ヲ謂フ
- 四 映寫技士トハ知事ノ映寫免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ
- 五 常設ノ映畫興行場トハ映畫興行ヲ爲スヲ目的トスル常設ノ場所ヲ謂フ
- 第二條 規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届書ニシテ知事ヲ經由スルモノニ在リテハ規則ニ定ムルモノノ外別ニ其ノ副本ニ一通ヲ、知事ニ提出スルモノニ在リテハ正副二通ヲ所轄警察署長ヲ經由シ提出スベシ
- 第三條 前條ノ申請書又ハ届書ニシテ映畫製作業者又ハ映畫配給業者ニ關スルモノ主タル事務所ノ所在地、常設ノ映畫興行場ニ關スルモノハ其ノ所在地、映畫興行ニ關スルモノハ興行ヲ爲サントスル場所、常設ノ映畫興行場ノ映畫興行者又ハ映寫技士ニ關スルモノハ其ノ住所、映畫興行ニ關スルモノハ興行ヲ爲サントスル場所、常設ノ映畫興行場ノ映畫興行者又ハ映寫技士ニ關スルモノハ其ノ住所、所轄警察署長ニ之ヲ提出スベシ
- 第四條 規則又ハ本令ニ依ル申請者又ハ届出人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年者ニシテ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 映畫ノ製作

第五條 規則第一條第二項ノ規定ニ依ル起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載シ收支概算書ハ第一號様式ニ依ルベシ

- 一 商號又ハ名稱
- 二 映畫製作ニ要スル資金ノ總額及其ノ調達ノ方法
- 三 他人ノ所有ニ係ル映畫製作所、撮影、錄音、現像、焼付其ノ他ノ設備ヲ使用スル場合ニ在リテハ所有者トノ契約ノ概要

四 演出者、演技者、撮影者其ノ他従業員トノ雇傭方法ノ概要、製作従業員ニ對スル教養、福利施設ノ概要

五 映畫ノ供給方法及主タル供給先

六 法人ニ在リテハ其ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所及氏名

前項ノ起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 會社發起人ニ在リテハ定款

二 會社ニ在リテハ定款、會社登記簿ノ謄本及映畫製作業經營ニ關スル株式總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本並ニ財産目錄、貸借對照表及損益計算書

三 其ノ他ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ規約、映畫製作業經營ニ關スル決議書及財産目錄

第六條 規則第十三條但書ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

- 一 住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地、代表者ノ住所及氏名)
- 二 業務ニ従事セントスル者ノ氏名及業務上ノ氏名並ニ生年月日
- 三 臨時必要トスル理由

四 從業日時

五 從業日時

五 從業地

第七條 映畫製作業者ハ映畫製作所ニ現業員名簿ヲ備付ケ現業員ヲ雇入レタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ異動ノ都度整理スベシ

一 本籍住所氏名及業務上ノ氏名並ニ生年月日

二 雇入年月日

三 業務ノ種類

第三章 映畫ノ配給

第八條 規則第二條第二項ノ規定ニ依ル起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載シ收支概算書ハ第一號様式ニ依ルベシ

一 商號又ハ名稱

二 映畫配給ニ要スル資金ノ總額及其ノ調達方法

三 配給スル映畫ノ主タル製作者及供給者名

四 法人ニ在リテハ其ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所及氏名

前項ノ起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 會社發起人ニ在リテハ定款

二 會社ニ在リテハ定款、會社登記簿ノ謄本及映畫配給業經營ニ關スル株式總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本並ニ財産目錄、貸借對照表及損益計算書

三 其ノ他ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ規約、映畫配給業經營ニ關スル決議書及財産目錄

第四章 常設ノ映畫興行場

第九條 常設ノ映畫興行場（以下單ニ興行場ト稱ス）ヲ設置セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出シ知事ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地、代表者ノ住所、職業、氏名及定款若ハ寄附行爲ノ寫）

二 興行場ノ位置

三 興行場ノ名稱

四 興行場ノ設計圖

イ 建物ノ配置圖（縮尺二百分ノ一）

ロ 各階平面圖（縮尺百分ノ一トシ觀覽席、舞臺、下足預所、出入口、非常口、廊下、通路、採光換氣窓、喫煙所、階段、便所、消火栓、非常井戸、消化器配置場所、牆壁、非常門、非常階段等詳記スルコト）

ハ 觀覽席配置圖（縮尺二十分ノ一トシ各部分ノ定員、通路ノ幅員、觀覽席ノ面積ヲ記入スルコト）

ニ 斷面圖（縮尺二十分ノ一トシ各部共）

ホ 姿圖（縮尺百分ノ一トシ各側面共）

ヘ 小屋伏圖（縮尺百分ノ一）

ト 床伏圖（縮尺百分ノ一トシ各階共）

チ 構造上主要部分ノ詳細圖（縮尺二十分ノ一）

リ 電氣設備及電線配置圖

五 附近三百メートル以内ノ見取圖（第八條各號ト關係アルモノアルトキハ其ノ位置及距離ヲ明記スルコト）

六 構造及材料ヲ詳記シタル仕様明細書

七 觀覽者定員（各階別）

八 喫煙所ノ面積

九 觀覽者用便所ノ數（大小及男女ノ別）

十 敷地、建築面積及總床面積

十一 起工及竣功ノ豫定期日

十二 建築場所他人ノ所有ナルトキハ地主ノ承諾書

興行場ノ改築、移轉、増築、修繕又ハ模様替ヲ爲サントスルトキハ前項各號中關係事項ヲ具シ許可ヲ受クベシ

工事竣功前項第二號、第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ事項ヲ變項セントスルトキ亦同ジ

第十條 興行場ハ左記各號ノ一ニ該當スル地域内ニ之ヲ設置スルコトヲ得ズ但シ第二號乃至第五號ノ地域内ト雖モ土地ノ

狀況其ノ他ノ事情ニ依リ支障ナシト認ムル場合ハ許可スルコトアルベシ

一 御陵墓ヨリ三百メートル以内

二 火藥庫、火藥類假貯藏所、火藥類製造所ヨリ四百五十メートル以内

三 官公署、學校、病院、圖書館ヨリ二百メートル以内

四 激發物其ノ他之ニ類スル危險物貯藏所ヨリ百五十メートル以内

五 遊廓地域内

六 其ノ他公安、風俗、衛生又ハ教育上支障アリト認ムル場所

第十一條 建築工事ニ着手シ若ハ上棟シ又ハ竣功シタルトキハ遲滞ナク知事ニ届出ヅベシ
 工事竣功スルモ知事ニ願出デ使用認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 第十二條 興行場ノ使用ヲ許可シタルトキハ申請書ノ副本ニ檢印シ許可證ニ代ヘ之ヲ下付ス
 興行場主ハ前項ノ副本及本令ニ基ク知事ノ指令書ヲ一括保存シ取締官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ
 第十三條 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ九十日以内ニ工事ニ着手セズ又ハ竣功期限内ニ竣功セザルトキハ許可ヲ取消
 スコトアルベシ

第十四條 知事ハ公安、風俗、衛生又ハ教育上必要アリト認ムルトキハ興行場ノ改築、増築、模様替、修繕若ハ設備ノ改
 善ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止若ハ停止スルコトアルベシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

- 一 興行場ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 二 興行場燒失シ又ハ損壞シタルトキ

三 第九條第一項第一號及第三號ノ事項ヲ變更シタルトキ

第十六條 興行場ヲ承繼セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可申請書ニハ承繼人被承繼人連署シ（承繼人ニ付テハ本籍、住所、職業、氏名生年月日ヲ、法人ニ在リテハ主
 タル事務所所在地、名稱、代表者ノ住所、職業、氏名ヲ記載ノコト）左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 承繼ノ事由ヲ記シタル書面
- 二 承繼契約書ノ謄本及讓渡價格説明書
- 三 承繼ニ付決議又ハ同意ヲ要スルトキハ決議又ハ同意書ノ謄本

四 承繼人法人ナルトキハ定款若ハ寄附行爲ノ謄本

相續ニ依リ興行場ヲ承繼シタルトキハ戶籍謄本ヲ添附シ知事ニ届出ヅベシ

第十七條 興行場主興行場ヲ自ラ管理シ得ザルトキハ管理人ヲ定メ其ノ住所、氏名、生年月日ヲ五日以内ニ知事ニ届出ヅ
 ベシ管理人ヲ變更シタルトキモ亦同ジ

知事ニ於テ管理人ヲ不適當ナリト認メタルトキハ其ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二節 構造設備

第十八條 興行場ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 建物ノ敷地ハ其ノ前面ニ於テ副三メートル以上ノ道路ニ接セシムルコト
- 二 建物ノ周圍ニハ左ノ區別ニ依リ空地ヲ存スルコト但シ保安上支障ナシト認ムルトキハ之ヲ伸縮スルコトアルベシ
 - イ 觀覽者定員五百人以上ノモノニ在リテハ前面ニ四メートル、側面及背面ニ三メートル以上
 - ロ 觀覽者定員五百人未満ノモノニ在リテハ前面ニ三メートル、側面及背面ニ二メートル以上
- 三 側面空地ヨリ前面空地ニ出ヅベキ場所ニ牆壁ノ類ヲ設ケザルコト但シ非常門ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 四 建物ノ基礎ハ地質ニ應ジ適當ナル基礎工事ヲ施シ屋根ハ耐火構造ニ非ザルトキハ不燃質材料ヲ以テ覆葺スルコト但
 シ下張板ヲ用ヒザル亞鉛引鐵板葺及浪形スレート葺ヲ除ク
- 五 各階共天井ヲ設ケ其ノ高ハ床板上端二、一五メートル以上ト爲スコト
- 六 各階及天井ニ適當ナル換氣裝置ヲ爲スコト
- 七 觀覽席ノ外側ニ廊下界ヲ設クルトキハ其ノ三分ノ二以上ヲ掃落引戸建トスルコト
- 八 觀覽席ハ床張又ハ上間叩キト爲スコト

- 九 觀覽席ノ床高ハ四十五センチメートルトスルコト但シ床又ハ床下ニ「コンクリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 木造ノ床ナルトキハ其ノ床下ニ適當ナル換氣方法ヲ講ズルコト
- 十 階上觀覽席ノ前方ニハ高四十七センチメートル以上ノ扶欄ヲ設ケ且扶欄外部ニ幅二十センチメートル以上ノ樋ヲ附スルコト
- 十一 觀覽席ニ通ズル階段ハ幅内法一、二メートル（各階觀覽者定員百五十人ヲ超ユルトキハ五十人ヲ増ス毎ニ幅十五センチメートルヲ增加ス）蹴上十八センチメートル以下踏面二十七センチメートル以上トシ裏板ヲ張り手摺ヲ附シタルモノ二箇以上ヲ設クルコト
- 十二 觀覽者一人ノ占用面積ハ座席ニ在リテハ三千平方センチメートル以上立見席ハ二千平方センチメートル以上トシ椅子又ハ腰掛席ニ在リテハ幅四十センチメートル以上凭前方ノ餘地ヲ七十五センチメートル以上トスルコト
- 十三 觀覽席ニハ映寫又演技中ト雖モ〇、ニルツクス以上ノ照度ヲ有スル燈火ノ設備ヲ爲シ且觀覽席ヲ男席、女席同伴席ニ區劃シ其ノ旨表示スルコト
- 十四 觀覽席ノ通路ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ設クルコト
 - イ 周圍ノ通路ハ幅内法六十五センチメートル以上
 - ロ 座席間ノ通路ハ觀覽席三、五メートル以下毎ニ幅員四十五センチメートル以上
 - ハ 椅子又ハ腰掛間ノ通路ハ横列六席以下毎ニ幅六十センチメートル以上、縦列十五席以下毎ニ幅一メートル以上、
- 十五 表出入口、非常口、非常門及非常階段ハ左ノ各號ニ依ルコト
 - イ 表出入口ノ幅員ハ間口ノ三分ノ一以上トスルコト

- ロ 非常口ハ舞臺ニ接近シタル觀覽席ノ兩側ニ設ケ觀覽者定員百六十人未滿ナルトキハ幅員二メートル以上千人未滿ナルトキハ二、七メートル以上、千人以上ナルトキハ三、六メートル以上ト爲スコト
 - ハ 側面及背面空地ニ外圍ヲ設クルトキ幅一、八メートル以上ノ非常門三個以上ヲ設クルコト但シ周圍ノ狀況ニ依リ増減スルコトヲ得
 - ニ 非常口及非常門ハ上部ニ赤色標板ニ徑十五センチメートル以上ノ白色文字ヲ以テ「非常口」又ハ「非常門」ト掲示シ是ニ赤色燈ヲ設ケ且興行場内外適當ノ位置ニ避難方向ヲ明示スルコト
 - ホ 高ハ凡テ一、八メートル以上トシ扉ハ外開戸トシ且容易ニ開放シ得ル設置ト爲スコト
 - ヘ 階上各階ノ觀覽定員百五十人以上ナルトキハ第十一號ノ外直接外部ニ通ズル幅員内法六十センチメートル以上ノ、非常階段二箇以上及非常避難ニ適當ナル設備ヲ爲スコト
 - 十六 適當ノ位置ニ喫煙所ヲ設ケ其ノ合計面積ハ觀覽者定員百人ニ付四平方メートル以上ト爲スコト
 - 十七 火鉢座布團等ノ藏置室ノ内部ハ不燃質材料ヲ以テシ密閉シ得ル構造トスルコト
 - 十八 全場ヲ通觀シ得ベキ場所ニ各階毎ニ臨檢官吏ノ臨監席ヲ設クルコト
 - 十九 上水道ノ敷設アル地ニ在リテハ消火栓二箇以上其ノ敷設ナキ地ニ在リテハ非常用井戸ヲ設ケ消火附屬器具ヲ常備スル外輕便消火器又ハ有効ナル消火液ノ類ヲ備付クルコト
 - 二十 廊下、便所及出入口ヲ暗黒ナラシメザル様燈火ノ設備ヲ爲スコト
- 第十九條 觀覽者用便所ハ左ノ各號ニ依ルベシ
- 一 男女ヲ區別スルコト
 - 二 觀覽者定員百人ニ付四箇以上ノ割合ニ依リ設クルコト但シ五百人ヲ超ユル定員ニ對シテハ超加人員百人ニ付二箇以

- 上、千五百人ヲ超ユル定員ニ對シテハ超加人員百人ニ付一箇以上ノ割合ト爲スコトヲ得
- 三 外氣ニ面スル開口ヲ有スル次室ヲ備フルコト但シ水洗便所ニシテ衛生上支障シナト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 四 小便所ハ一人ノ專用幅員ヲ五十五センチメートル以上ト爲シ各箇ニ之ヲ區別シ陶磁器製ノ漏斗ヲ設クルコト
- 五 便壺及便流ハ不透透質材料ヲ以テ構造スルコト
- 六 適當ナル臭氣抜ヲ設タルコト

第二十條 映寫室ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 壁體、床、天井ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スコト
- 二 間口二メートル以上、奥行三米以上、天井高二、一メートル以上ト爲スコト但シ映寫機二臺以上ヲ使用スルモノナルトキハ一臺ヲ加フル毎ニ間口一メートル以上ヲ増加スルコト
- 三 出入口ニハ外開キ自閉甲種防火戸ヲ、其ノ他ノ開口ニハ自閉防火戸ヲ備フルコト
- 四 出入口ハ幅員六十センチメートル以上、高一、七五メートル以上ト爲スコト
- 五 不燃材料ヲ以テ構成シタル映寫機用煙筒竝ニ換氣筒ヲ設ケ之ヲ外氣ニ導クコト
- 六 不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆シタル映寫ノ格納庫ヲ設タルコト
- 七 九リツトル入藥液消火器又ハ之ト同等以上ノ効力ヲ有スル消火器一箇以上及乾燥セル砂ヲ充シタル十リツトル入「バケツ」(消火用ト朱書スルコト)二箇以上ヲ備フルコト

第二十一條 臨時映寫間行ノ爲使用スル掛小屋又ハ天幕張等臨時施設ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 周圍ニハ避難ニ適當ナル空地ヲ有スルコト
- 二 非常口二箇以上ヲ設ケ且之ヲ表示スルコト

- 三 用材ハ堅牢ナルモノヲ用ヒ危險ナキ様構造スルコト
 - 四 棧敷ノ下ニ觀覽席ヲ設ケザルコト
 - 五 便所ハ男女別ト爲スコト
 - 六 全場ヲ通觀シ得ベキ場所ニ臨檢官吏ノ臨監席ヲ設クルコト
 - 七 映寫機ハ出入口非常口ヨリ相當ノ距離ヲ有シ且觀覽者ト一メートル以上ノ距離ヲ有スルコト
 - 八 映寫機附近ニハ輕便消火器、消火水又ハ乾燥セル砂等適當ナル防火準備ヲ爲シ置クコト
- 臨時施設ハ興行開始前所轄警察署長ノ檢査ヲ受クベシ既設ノ家屋ヲ使用スルトキ亦同ジ
- 所轄警察署長ハ映寫設備其ノ他ノ事情ニ依リ第一項各號ノ制限ヲ緩和シ又ハ別ニ必要ナル設備ヲ命ズルコトヲ得

第五章 映畫ノ上映

第一節 映畫興行

第二十二條 興行場ノ映畫興行者タラントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日及經歷ノ大要(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地、代表者ノ住所、職業、氏名及定款若ハ寄附行爲ノ寫)
 - 二 興行場ノ名稱及所在地
 - 三 興行場ノ所有者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地及代表者ノ氏名)
- 第二十三條 前條ノ映畫興行者映畫興行ニ關シ管理人ヲ置カントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ
- 一 管理人ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日及經歷ノ大要
 - 二 興行場ノ名稱及所在地

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當ス者ルニ對シテハ第二十二條及第二十三條ノ許可ヲ爲サズ

- 一 他人ニ名義ヲ藉スノ虞アリト認ムルトキ
- 二 思想又ハ素行ノ不良ト認ムルトキ
- 三 其ノ他不適當ト認ムルトキ

第二十五條 興行場ノ映畫興行者第二十二條及第二十三條各號ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ツベシ

第二十六條 映畫興行者又ハ管理人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 他人ニ名義ヲ藉シタル事實アリト認メタルトキ
- 二 公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ其ノ他不適當ト認メタルトキ
- 三 法令ニ違反シタルトキ

第二十七條 映畫興行者映畫興行ヲ爲サントスルトキハ(興行管理人ヲ置キタル場合ハ之ト連署ノ上)左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書正副二通ヲ(臨時施設ノモノニ在リテハ工事着手前)所轄警察署長ニ提出シ許可ヲ受クベシ但シ納税ニ關係アルトキハ市町村長ヲ經由スベシ

- 一 住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ住所氏名)
- 二 興行場ノ名稱及所在地
- 三 映畫ノ題名、檢閲合格年月日、檢閲合格記號番號及卷數並ニ長サ(規則第十六條ノ推薦、同則第三十五條ノ認定若ハ同則第四十六條ノ認定ヲ受ケタルモノ又ハ劇映畫タル外國映畫ニ在リテハ其ノ旨附記)

四 興行期間

五 一日中ノ興行回數、閉閉時並ニ映寫時間表

六 映寫技士ノ氏名及免許ノ種別

七 入場料其ノ他料金ヲ受クルトキハ其ノ金額

八 映畫ノ速燃性緩燃性ノ別

九 前各號ノ外所轄警察署長ノ指示セル事項

前項ノ許可申請書ニハ左記各號ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 規則第二十八條ノ規定ニ依リ檢閲ノ合格印章ヲ押捺シタル臺本又ハ警察署ノ檢印アル寫本
 - 二 興行ニシテ收益ヲ寄附スル目的ナルトキハ受贈者ノ承諾書(之ヲ添附シ能ハザルトキハ其ノ事由書)及收支概算書
 - 三 興行場ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ使用承諾書但シ之ヲ添附シ能ハザルトキハ其ノ理由書
- 第二十八條 映畫興行者興行場以外ノ場所ニ於テ映畫興行ヲ爲サントスルトキハ前條ニ依ルノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ但シ緩燃性ノ映畫ヲ上映シテ映畫興行ヲ爲サントスル場合又ハ所轄警察署長ニ於テ危害豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 建築物ノ配置圖、各階平面圖、觀覽席配置圖

二 映寫室ノ構造設備及其ノ圖面

三 防火、避難及燈火設備

四 觀覽者ノ定員

五 臨時施設ノモノニ在リテハ其ノ仕様書及敷地ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ承諾書

第二十九條 興行場以外ノ場所ハ一月ヲ通シ十日ヲ超ヘテ映畫興行其ノ他映畫ノ上映ノ爲ニ使用スルコトヲ得ズ
但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 映畫興行ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ第二十七條ノ許可ヲ爲サズ

一 場所又ハ構造ニシテ保安、衛生上危險又ハ有害ノ虞アリト認ムルトキ

二 周圍ノ狀況不適當ト認ムルトキ

三 申請者不適當ト認ムルトキ

四 其ノ他公安風俗又ハ衛生上支障アリト認ムルトキ

第三十一條 興行場ニ於ケル映畫興行者ハ外國映畫上映臺帳ヲ備付ケ一興行毎ニ當該興行場ニ於テ上映シタル劇映畫タル
外國映畫ノ題名、檢閲合格年月日、檢閲合格記號番號及卷數、長さ並ニ上映年月日ヲ記載シ置クベシ

第三十二條 映畫興行ハ午後十時以後之ヲ爲スコトヲ得ズ

但シ特別ノ事由アル場合ハ所轄警察署長ノ許可ヲ得テ午後十時三十分迄延長スルコトヲ得

第三十三條 興行場ノ映畫興行者ハ映畫興行中演劇、演藝其ノ他ノ演演ヲ併セ行フ場合ニ在リテモ其ノ興行時間ハ規則第
四十三條ノ規定ニ依ルベシ但シ演演時間映寫ノ時間ヨリ長キトキハ之ヲ他ノ興行ト看做ス

規則第四十三條及前項ノ規定ハ規則第四十三條ノ映畫興行者以外ノ映畫興行者ニ之ヲ準用ス

第三十四條 映畫興行ニ於ケル映寫時間二時間以上ニ亙ルトキハ其ノ間ニ一回以上五分ヲ超ユル休憩時間ヲ設クベシ

一日二回以上ノ映畫興行ヲ爲ス場合ニ在リテハ一回ノ興行ノ終了後十分以上ノ休憩ヲ爲スニ非ザレバ次ノ興行ヲ爲スコ
トヲ得ズ但シ一興行一時間三十分以内ナルトキハ其ノ終了時ニ時テ五分間以上トス
前二項ノ休憩時間ハ規則第四十三條ノ興行時間ニ算入セズ

第三十五條 映畫興行者ハ看板、旗幟、裝飾其ノ他ノ廣告物ヲ掲出シ又ハ頒布セントスルトキハ豫メ所轄警察署長ノ檢閲
ヲ受クベシ

第三十六條 映畫興行者ハ興行場ノ入口又ハ賭易キ場所ニ左ノ各號ノ事項ヲ揭示スベシ

一 規則第四十六條ノ規定ニ該當スル場合ニ在リテハ十四歳未満ノ者ノ入場シ得ザル旨ノ標示

二 各觀覽席毎ニ其ノ定員

三 入場料其ノ他名義ノ如何ニ拘ラズ料金ヲ受クルトキハ其ノ料金額

四 觀覽者ノ遵守スベキ事項

第三十七條 映畫興行者ハ映畫興行ニ關シ收利ノ目的ヲ以テ招待券、入場券其ノ他物品ノ配付、射倅ノ方法ノ提供ヲ爲シ
又ハ爲サシムルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 映畫興行者ハ映畫興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 定員外ニ觀覽者ヲ入場セシメザルコト但シ所轄警察署長ニ於テ保安上支障ナシト認ムルトキハ特ニ定員外入場ヲ許
可スルコトアルベシ

二 觀覽者定員ニ達シタルトキハ直ニ各階各等別ニ滿員札ヲ切符賣場窓口ニ掲出スルコト

三 觀覽席内ニ於テ喫煙セシメザルコト

四 出入口、非常口、廊下、階段、通路周圍ノ空地ニハ椅子、卓子其ノ他行避難ノ障害トナルベキ物件ヲ置カザルコト

五 興行中ハ出入口、便所、廊下ヲ暗黒ナラシメザルコト

六 非常口ニハ赤色燈ヲ點シ扉ハ直ニ觀覽者ノ開放シ得ベキ様爲シ置クコト

七 休憩中ハ充分ナル換氣採光ヲ爲スコト

- 八 檢閱ニ合格ノタルノ映畫臺本又ハ警察署ノ檢印アル寫本ハ常ニ興行場ニ備ヘ置キ臨檢警察官ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スルコト
- 九 男、女及同伴ノ觀覽席ヲ區別スルコト但シ觀覽席ノ構造、設備、照度其ノ他ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 十 映寫室ニハ映寫技士及其ノ補助者ノ外出入セシメザルコト
- 十一 映寫室ニハ映寫作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラシメザルコト
- 十二 映畫ハ使用後直ニ不燃質物製ノ容器ニ入レ格納庫ニ納メ置カシムルコト
- 十三 映寫機ニ掛ケタル映畫ハ其ノ上下共ニ金屬製ノ「ドラム」ニ收メ置カシムルコト但シ緩燃性映畫使用ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 十四 映寫技士ヲシテ作業中濫ニ映寫室ヲ離レシメザルコト
- 十五 定額外ノ金錢ヲ請求シ又ハ請求セシメザルコト
- 十六 觀覽席及便所ハ興行開始前清潔ニ掃除シ便所ハ隨時消毒藥及防臭劑ヲ撒布スルコト
- 十七 興行中火災其ノ他ノ災害アルコトヲ認知シタルトキハ直ニ觀覽者ニ告知シ必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ遲滞ナク其ノ旨所轄警察署長ニ届出ヅルコト
- 十八 非常ノ事態ニ處スル計畫ヲ定メ豫メ從事者ニ周知セシメ置クコト
- 十九 觀覽者ニ貸與スル火鉢、座布團ノ類ハ常ニ清潔ニシ座布團ハ隨時日光消毒ヲ行フコト
- 二十 火鉢、座布團ノ類ハ興行終了後藏置室ニ格納スルコト
- 二十一 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項

第三十九條 映畫興行者ハ興行ヲ休止又ハ中止シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第四十條 映畫興行者ハ映畫興行ノ期間滿了シタルトキハ五日以内ニ各一日毎ノ觀覽者數(大人、小人別)及收入金額ヲ記載シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第二十七條第二項第二號ノ興行ナルトキハ前項ノ届書ニ收支計算書及醜集金處分ニ關スル證據書類ヲ添附スベシ

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ映畫興行ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

一 第三十條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

二 映畫興行ヲ爲ス場所ノ使用權ヲ失ヒタルトキ

三 本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキ

第四十二條 興行場ニ於ケル映畫興行者ハ従業員名簿ヲ備付ケ従業員ヲ雇入レタルトキハ本籍、住所、氏名、生年月日、雇入年月日及勤務別ヲ記シ常ニ整理シ置クベシ

第二節 其ノ他映畫ノ上映

第四十三條 映畫興行者ニ非ザル者映畫ノ上映ヲ爲サントスルトキハ上映前日迄ニ第二十七條第一項各號ノ事項ヲ記載シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第二十七條第二項並ニ第二十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

所轄警察署長ハ第一項ノ上映ニ關シ公安風俗又ハ衛生上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

映畫ノ上映ヲ爲ス者前項ノ指示ニ從ハズシテ其ノ上映ヲ爲シタルトキハ所轄警察署長ハ其ノ上映ヲ差止ムルコトヲ得

第四十四條 第二十一條、第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ映畫興行者ニ非ザル者ニシテ映畫ノ上映ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 映寫技士ニ非ザレバ興行場其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス場所ニ於テ映寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ但シ緩燃性ノ映畫ヲ映寫スル場合又ハ他ノ廳府縣ノ免許證ヲ有スル者ニシテ本縣内ニ於テ巡業其ノ他一時就業スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條 映寫技士ヲラントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル映寫免許申請書ヲ知事ニ提出スベシ
一 本籍、住所、氏名、生年月日
二 免許ノ種別

三 履歷書

四 寫眞二葉（申請前六月以内ニ撮影シタル無帽、半身、正面、名刺型、無臺紙）

五 他ノ廳府縣ニ於テ免許證ヲ受ケタル者ハ其ノ免許證ノ寫又ハ之ヲ證明ス、キ書類
第四十七條 映寫免許ハ知事ノ行フ映寫技士試験ニ合格シタル者ニ之ヲ與フ

映寫免許ヲ與ヘタルトキハ第三號様式ノ映寫免許證ヲ交付ス

第四十八條 映寫免許ヲ分チテ甲種映寫免許及乙種映寫免許トス

乙種映寫免許ヲ受ケタル者ハ炭素弧光燈ヲ光源トスル映寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ映寫技士試験ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 十八歳未満ノ者
- 二 精神病者、聾者、啞者、盲者其ノ他身體ニ重大ナル缺陷アル者
- 三 無免許ニテ就業シ處罰セラレ六月ヲ經過セザル者

四 不正ノ方法ニ依リ受験シタルコト發覺シ六月ヲ經過セザル者

五 映寫免許ノ取消處分ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者

六 其ノ他不適當ト認ムル者

免許ヲ受ケタル後前項第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル事實ヲ發見シタルトキハ之ヲ無効トシ映寫免許證ヲ返納セシム

第五十條 映寫技士試験ハ實地試験及學科試験トス但シ實地試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ學科試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第五十一條 實地試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

一 映寫機ノ操作法

イ 映寫機ノ調整

ロ 光源ノ調整

ハ 映寫ノ巧拙

二 災害豫防ノ方法並ニ災害發生ニ對スル應急措置

第五十二條 學科試験ハ左ノ科目ニ付筆記又ハ口頭ニ依リ之ヲ行フ

一 映寫機ノ構造

二 映寫機ノ操作ニ必要ナル電氣智識

三 映畫法令中ノ映寫ニ關スル規定

第五十三條 實地試験ニ合格シ學科試験ニ不合格トナリタル者三年以内ニ更ニ同一種類ノ映寫免許ノ申請ヲ爲シタル場合

ニ於テハ實地試験ヲ免除スルコトアルベシ

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ第五十條ノ規定ニ依ル試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルベシ

- 一 乙種映寫免許ヲ有スル者ニシテ甲種映寫免許ヲ受ケントスル者
- 二 工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ電氣科若ハ機械科又ハ之ニ準ズル學科ヲ終了シタル者
- 三 他ノ廳府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタル者
- 四 其ノ他知事ニ於テ映寫機ノ操作ニ關シ支障ナシト認メタル者

第五十五條 映寫技士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ映寫免許證ノ訂正又ハ再交付ヲ知事ニ申請スベシ但シ再交付申請ニハ第四十六條第四號ノ寫眞一葉ヲ添附スベシ

- 一 本籍、住所又ハ氏名ニ異動ヲ生ジタルトキ
- 二 免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ

映寫技士其ノ業務ヲ廢止シ又ハ住所ヲ他ノ道府縣ニ變更シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヅルト共ニ映寫免許證ヲ返納スベシ

第五十六條 映寫技士ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 映寫作業中ハ映寫免許證ヲ携帯スルコト但シ前條ノ規定ニ依リ再交付ヲ受クル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 映寫免許證ハ他人ニ貸與セザルコト
- 三 映寫作業中濫ニ映寫室ヲ離レザルコト
- 四 映寫室ニハ當該技術者及其ノ補助者ノ外出入セシメザルコト
- 五 映寫室ニハ映寫作業上必要ナル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ搬入セザルコト
- 六 映寫機ニ掛ケタル映畫ハ其ノ上下共ニ金屬製ノ「ドラム」ニ收メ置ク事但シ緩燃性映畫使用ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 映畫ハ使用後直ニ不燃質物製ノ容器ニ入レ格納庫ニ納メ置クコト

八 酒氣ヲ帶ビテ就業シ又ハ就業中飲酒若ハ喫煙セザルコト

九 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ映寫技士ノ業務ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消スコトアルベシ

- 一 第四十九條第一項第二號ニ該當スルニ至リタルトキ
 - 二 前條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 三 素行不良其ノ他就業上不適當ト認ムルニ至リタルトキ
 - 四 本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 第五十八條 前條ノ規定ニ依リ業務ヲ停止又ハ映寫免許ヲ取消サレタル者ハ遲滞ナク映寫免許證ヲ知事ニ返納スベシ
業務停止ノ期間滿了シタルトキハ映寫免許證ヲ本人ニ還付ス

第四節 觀 覽 者

第五十九條 映畫ノ觀覽者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 樂屋、舞臺、映寫室ニ出入セザルコト
 - 二 觀覽席内ニ於テ喫煙セザルコト
 - 三 場内ノ秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲サザルコト
 - 四 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項
- 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ臨檢警察官吏ニ於テ退場ヲ命ズルコトアルベシ

第六章 組 合

第六十條 映畫興行者ハ組合ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組合ヲ設ケタルトキハ左ノ事項ニ付組合規約ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一名 稱

二組 織

三 目的及事業

四 事務所所在地

五 役員ノ選舉方法、任期及權限

六 會議ニ關スル事項

七 經費ノ收支ニ關スル事項

八 其ノ他組合ニ必要ナル事項

第六十一條 知事ニ於テ必要アリト認メタルトキハ組合規約ノ認可ヲ取消シ若ハ變更ヲ命ジ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトアルベシ

第七章 罰 則

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第七條、第九條、第十一條第二項、第十二條第二項、第十六條、第三十七條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第五十五條第一項、第五十六條又ハ第五十九條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項、第十五條、第二十五條、第三十八條第十七號、又ハ第五十五條第二項及同條第三項ノ届出ヲ怠リ

タル者

三 第三十五條ノ檢閲ヲ受クルコトヲ怠リタル者

第六十三條 映畫製作業者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第六十四條 映畫製作業者興行場ノ設置者、興行場ノ所有者映畫興行者並ニ映畫ノ上映ヲ爲ス者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第六十五條 本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十六條 本令施行前設置ノ許可ヲ受ケ使用許可ヲ得タル映寫設備ヲ有シ現ニ映畫興行ヲ爲ス興行場ニシテ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第九條第一項第一號乃至第三號ノ事項ヲ具シ知事ニ届出デタルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令第十八條乃至二十條ニ規定スル構造設備ニ適合セザルモノニシテ増築、改築、移轉、修繕、模様替其ノ他現狀ニ變更ヲ加ヘトンスル場合ハ本令ノ規定ニ依ルベシ

本令施行前許可ヲ受ケタル劇場、演藝場又ハ觀物場ヲ本令ニ依ル興行場ニ變更セントスル場合ニシテ保安又ハ衛生上支障ナシト認メタルトキハ第十八條乃至第二十條ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトアルベシ

第六十七條 本令施行ノ際前條ノ常設興行者又ハ興行管理人ニシテ現ニ其ノ業務ニ從事中ノ者ハ昭和十五年六月末日迄第二十二條ノ規定ニ拘ラズ引續キ其ノ業務ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期間後引續キ其ノ業務ニ從事セントスル者ハ本令施行後二箇月以内ニ第二十二條又ハ第二十三條ノ許可申請書ヲ

第一號様式

收支概算書

	項目	金額	備考
支出之部	映畫製作費		
	營業費 傳ノ		
収入之部	映畫貸付賣却收入		
	其ノ他		

- 注 意
- 1 映畫製作者畫映配給業ヲ兼業スル場合ニ在リテハ映畫配給業者へ映畫ノ貸付又ハ賣却ヲ爲スモノト看做シ其ノ算定ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スベシ
 - 2 映畫製作費ハフィルム費、人件費、道具費、ロケーション費、現像費、焼付費、録音費、其ノ他映畫ノ製作ニ要スル直接ノ費用ヲ含ムモノトス
 - 3 本調書ハ事業開始後ノ常態ニ於ケル一年間ノ見込ニ付之ヲ記載スベシ

提出スベシ但シ許可申請者ハ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄引續キ其ノ業務ニ従事スルコトヲ得

第六十八條 本令施行前ニ許可ヲ受ケタル映畫興行ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第六十九條 本令施行前映畫免許ヲ受ケ現ニ炭素弧光燈ヲ光源トスル映畫機ノ操作ヲ爲ス者ニシテ第四十九條第一項第一號、第二號及第六號ニ該當セザル者ハ本令ニ依ル甲種映畫免許ヲ受ケタル者ト看做ス

本令施行前ニ映畫免許ヲ受ケ現ニ炭素弧光燈以外ヲ光源トスル映畫機ノ操作ヲ爲スモノニシテ第四十九條第一項第一號及第六號ニ該當セザル者ハ本令ニ依ル乙種映畫免許ヲ受ケタル者ト看做ス

第二號及第六號ニ該當セザル者ハ本令ニ依ル乙種映畫免許ヲ受ケタル者ト看做ス

前二項ニ該當スル者ハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及免許證番號ヲ本令第四十六條第四號ノ規定ニ依ル寫眞ヲ添ヘ

昭和十五年九月二十日迄ニ知事ニ届出ツベシ

第三號様式

縦九厘 横一八厘 地色淡紅色三折

三折開披ノ外

一六

注 意
<ul style="list-style-type: none"> 一 許可證ハ從業中必ズ携帯スルコト 一 免許證ハ他人ニ貸與セザルコト 一 映寫室中濫ニ映寫室ヲ離レザルコト 一 映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃燵又ハ發火シ易キ物件ヲ搬入セザルコト 一 酒氣ヲ帶ビテ就業シ又ハ就業中飲酒若ハ喫煙セザルコト
<ul style="list-style-type: none"> 一 免許證ノ記載事項ニ異動アリタルトキハ五日以内ニ届出訂正ヲ受クルコト 一 他ノ道府縣ニ從業地ヲ變更シタルトキハ五日以内知事ニ届出ルコト 一 滅失、毀損シタルトキハ五日以内ニ申請シ再交付ヲ受クルコト 一 業務ヲ廢止シタルトキハ五日以内免許證ヲ返納スルコト
<p style="text-align: center;">第 號 昭和 年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">種 映 寫 免 許 證</p> <p style="text-align: center;">山 口 縣 印</p>

第二號様式

收支概算書

	項 目	金 額	備 考
支出之部	映畫購入借受費 營業費 宣傳費 其他		
收入之部	映畫興行收入 其他ノ配給收入 其他		
計			

注 意

- 1 映畫配給業者映畫製作業ヲ兼業スル場合ニ在リテハ映畫製作業者ヨリ映畫ノ購入又ハ借受ヲ爲スモノト看做シ其ノ算定ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スベシ
- 2 映畫興行收入ハ直營興行收入、歩合興行收入、特約興行收入、時臨興行收入ヲ含ムモノトス
- 3 本調書ハ事業開始後ノ常態ニ於ケル一年間ノ見込ニ付之ヲ記載スベシ

六〇

映畫法令取扱手續

第一條 映畫法施行規則（以下單ニ規則ト稱ス）第一條第一項ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ許否ニ關スル意見ヲ附シテ進達スベシ同則第一條第三項ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキ亦同ジ

一 申請者ノ性質、思想、素行、經歷、資産、信用ノ狀態（法人ニ在リテハ其ノ組織、資本金及代表者ノ經歷、資産、信用ノ狀態）

二 映畫製作所ノ所在地

イ 御陵墓ノ尊嚴ヲ害スル虞ナキヤ

ロ 官公署、學校、病院、圖書館等存在シ靜謐ヲ害スルコトナキヤ

ハ 其ノ他公安、風俗、衛生、教育上支障ナキヤ

三 映畫製作所ノ構造設備

イ 撮影、錄音、現像、焼付、映寫及貯藏ノ用ニ供スル建物ノ構造設備又ハ電氣設備ニシテ危險ノ虞ナキヤ

ロ 其ノ他公安、風俗、衛生上支障ナキヤ

四 申請書及添附書類記載事項中事實ニ相違スルモノナキヤ

五 事業遂行ノ見込アリヤ

六 其ノ他参考トナルベキ事項

第二條 規則第二條第一項ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ前條第一號及第四號乃至第七號ノ事項ヲ調査シ進達スベシ規則第二條第三項ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキ亦同ジ

本籍住所		寫眞		印鑑出押		昭和 和正治		年	月	日生	
異動	昭和	月	日	年	日						
	昭和	月	日	年	日						
	昭和	月	日	年	日						
	昭和	月	日	年	日						
	昭和	月	日	年	日						
検査	年	月	日	取	印	取	年	月	日	取	印
	昭和	月	日	年	日	年	月	日	年	日	
調査	昭和	月	日	年	日	昭和	月	日	年	日	
	昭和	月	日	年	日	昭和	月	日	年	日	
備考欄											

三 折開面内

第三條 映畫法施行細則（以下單ニ細則ト稱ス）第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請アルタル場合ハ撮影場面又ハ業務ノ進行上特ニ必要アリト認ムル場合ニ限り其ノ都度許可スベシ

第四條 細則第九條第一項ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スベシ

一 細則第九條第一項各號ノ事項ヲ具備スベシ

二 申請者及連署者ノ性質、思想、素行、經歷、資産、信用ノ状態、前科ノ有無（法人ニ在リテハ其ノ組織、資本金額代表者ノ經歷、資産信用ノ状態）

三 起業ノ確否

四 既設興行場ニ及混ス影響

五 附近住民ノ意嚮

六 細則第十條ニ該當スルコトナキヤ同條但書ニ依ルモノナルトキハ其ノ狀況詳細

七 細則第十八條乃至第二十條ニ該當スルヤ

八 其ノ他参考トナルベキ事項

細則第九條第二項ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ前項ニ準ジ處理スベシ

第五條 細則第十六條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スベシ

一 承繼ノ事由

二 承繼人ノ性質、素行、經歷、資産及ビ信用程度（法人ニ在リテハ其ノ組織、資本金並及信用ノ程度ニ代表者ノ素行經歷、資産及信用ノ程度）

三 被承繼人連署シ能ハザルトキハ其ノ理由正當ナリヤ

四 前各號ノ外参考事項（當該興行場ニ關スル紛議アルトキハ其ノ概要等）

第六條 映畫法（以下單ニ法ト稱ス）第十五條第二項ノ規定ニ依リ指定上映ヲ爲サシメタルトキハ其ノ上映成績（觀覽者數及收入額）ヲ速ニ報告スベシ

第七條 細則第二十二條又ハ第二十三條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ許否ニ關スル意見ヲ附シテ進達スベシ

一 細則第二十二條又ハ第二十三條各號ノ事項ヲ具備スルヤ

二 細則第二十四條各號ノ一ニ該當スル者ニ非ザルヤ

三 申請者又ハ管理人ノ性質、素行、經歷、資産、信用ノ状態

四 前科ノ有無（起訴猶豫、微罪處分等ヲ含ム）

五 其ノ他参考トナルベキ事項

第八條 細則第二十七條又ハ同第二十八條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ支障ナシト認ムルトキハ許可スベシ

一 申請書記載事項ヲ具備スルヤ

二 興行場以外ノ場所ナルトキハ細則第二十一條各號ニ適合スルヤ

三 細則第三十條各號ニ該當スルコトナキヤ

前項ノ許可ヲシタルトキハ副本ニ第一號様式ノ許可印章ヲ捺捺ノ上申請者ニ交付シ興行中ハ必ズ當該興行場所ニ備付ケシムベシ

第九條 細則第三十八條第十七號ノ規定ニ依ル事故届ヲ受理シタルトキハ日時、場所、關係者ノ本籍、住所、職業、氏名

年齢及事故ノ概要、處理ノ顛末等ヲ附シ速ニ報告スベシ

第十條 細則第四十六條ニ依ル申請アリタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スベシ

一 申請書及添附書類ハ所定ノ事項ヲ具備スルヤ

二 申請者ノ性質、素行、及前科ノ有無(起訴猶豫、微罪處分等ヲ含ム)

三 細則第四十九條ニ該當スル者ニ非ザルヤ

四 其ノ他參考トナルベキ事項

第十一條 細則第五十五條第一項第一號ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ直ニ映寫免許證ヲ訂正シ取扱者捺印ノ上之

ヲ還付シ申請書ハ訂正年月日ヲ朱書シタル上進達スベシ

第十二條 細則第五十六條第一號但書ノ規定ニ依ル再交付ヲ受クル迄ノ間ハ映寫免許證ヲ滅失又ハ毀損ノ爲再交付ノ申請

中ナル旨ノ證明書ヲ交付シ之ヲ携帶セシムベシ

第十三條 細則第五十八條ノ規定ニ依ル業務停止ノ場合ニ在リテハ停止期間中映寫免許證ヲ保管シ置クベシ

第十四條 規則第一條第四項、同第二條第四項、同第三條、同第四條及細則第十一條、同第十五條、同第二十五條、同第

五十五條第二項及同條第三項ノ規定ニ依ル届書又ハ第五十五條第一項第二號ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ其

ノ事實ヲ調査シ進達スベシ

第十五條 法第四條、同第六條、同第十三條第二項、同第十四條第二項及規則第三十九條第一項、同第四十七條第二項並

ニ細則第十三條、同第十四條、同第十七條第二項、同第二十六條、同第五十七條ノ處分ヲ爲ス必要アリト認ムルトキ又

ハ法第十八條ノ規定ヲ適用スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ報告スベシ

第十六條 警察部及警察署ニハ第二號様式乃至第四號様式ノ臺帳ヲ備付ケ異動ノ都度整理スベシ

第十七條 警察部ニハ第五號様式ニ依ル映寫檢閲臺帳ヲ備ヘ檢閲ヲ爲シタル都度所要事項ヲ記入スベシ
第十八條 細則第十二條第一項ニ依リ申請書副本ニ捺捺スベキ檢印ハ第六號様式ニ依ル

第一號様式

直徑五センチメ：



ハ 映寫ノ巧拙

映寫開始操作（映畫ヲ映寫機ニ掛ケ點火始動迄ノ操作）ノ適否

畫面ノ投影光及映寫レンズ「ピント」等ニ關スル技術ノ巧拙

ニ 災害豫防ノ方法並災害發生ニ對スル應急措置

イ 映畫切斷時ノ處置ニ關スル適否

前項ノ試験用映寫機ハ縣ニ於テ指定シタル自動式安全閉閉器ノ裝置アルモノヲ使用セシメ映畫ハ全長百五十米突ノモノヲ使用セシム

第六條 實地試験ノ所要時間ハ甲種映寫技士免許試験ニアリテハ約二十五分乙種映寫技士免許試験ニアリテハ約二十分ヲ標準トス

第七條 細則第五十二條ノ規程ニ依ル學科試験ハ左ノ範圍ニ於テ之ヲ行フ

一 映寫機ノ構造

イ 機械用語ノ解説

ロ 映寫機各部分ノ名稱並用途ノ説明

ハ 炭素孤光燈並其ノ機構ニ就イテノ知識（乙種映寫技士免許試験ニハ之ヲ課セズ）

ニ 映寫レンズノ構成ニ就イテノ知識

二 映寫機ノ操作ニ必要ナル電氣知識

イ 電氣初步

直流、交流ノ別並オーム法則等

ホ 電氣絶緣物體ニ關スル知識

三 映畫法令中ノ映寫ニ關スル規程

第八條 學科試験ノ所要時間ハ左ノ各號ニ依ル

一 映寫機ノ構造

一時間

二 映寫機ノ操作ニ必要ナル電氣知識

一時間

三 映畫法令中ノ映寫ニ關スル規程

四十分

第九條 試験ノ採點方法ハ百點滿點トシ各科目四十點以上平均六十點以上ヲ以テ合格トス

第十條 受験者指定ノ日時ニ出頭受験セザルトキハ不合格ト看做ス

第十一條 細則第五十四條ノ規程ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得ル者ノ試験科目ヲ左ノ通定ム

試験ノ全部又ハ一部ヲ省略シ得ル者	試験	科目	備考
	實地		
乙種映寫免許ヲ有スル者ニシテ甲種映寫免許ヲ受ケントスル者	施行	法	施行
	施行	規	
		機	施行
		構	施行
		學	
		電	
		氣	
		學	

工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ 電氣科若クハ機械科又ハ之ニ準ズル 學科ヲ終了シタル者	施行	施行	甲種、乙種共
他ノ廳府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタ ル者	施行		
其ノ他知事ニ於テ映寫機ノ操作ニ關 シ支障ナシト認メタル者	其ノ都度試驗委員ニ於テ審査シ委員長之ヲ決定ス		

第十二條 試驗ニ關シテ試驗委員ノ指示ニ從ハズ又ハ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ試驗ヲ中止セシムルコトアルベシ

興行場及興行取締規則

昭和十二年七月二十日
山口縣令第六十二號
改正昭和十二年縣令第一一五號、
一三年七月第七五號、一五年三月第二九號

第一章 總 則

- 第一條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル
 - 一 興行トハ料金ヲ受クルト否トヲ問ハズ一定ノ場所ニ於テ演劇、演藝又ハ觀物ヲ公衆ノ觀覽若ハ聽聞ニ供スルヲ謂フ
 - 二 興行場トハ興行ニ使用スル常設ノ場所ヲ謂フ
- 第二條 公衆ノ觀覽若ハ聽聞ニ供セザルモノト雖モ公安、風俗又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ本令ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトアルベシ
- 第三條 本令ニ於ケル願届人未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス
- 第四條 本令ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ(脚本檢閱申請書ヲ除ク)所轄警察署ヲ經由スベシ

第二章 興 行 場

第五條 興行場ヲ設置セントスル者ハ左ノ事項ヲ具セル申請書正副二通ヲ提出シ許可ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日（法人ナルトキハ事務所所在地、名稱、代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫）
- 二 興行場ノ位置
- 三 興行場ノ名稱
- 四 興行場ノ種別
- 五 興行場ノ設計圖
 - イ 建物ノ配置圖（縮尺二百分ノ一）
 - ロ 各階平面圖（縮尺百分ノ一トシ客席、舞臺、下足預所、出入口、非常口、廊下、通路、採光、換氣窓、臨監席、藝人控所、階段、便所、消火栓、非常井戸、消火器配置場所、牆壁、非常門、非常階段等詳記スルコト）
 - ハ 斷面圖（縮尺二十分ノ一）
 - ニ 外面圖（縮尺百分ノ一トシ各外面共）
 - ホ 小屋伏圖（縮尺百分ノ一）
 - ヘ 床伏圖（縮尺百分ノ一トシ各階共）
 - ト 結構上緊要ナル各部ノ詳細圖（縮尺二十分ノ一）
- 六 構造及材料ヲ詳記シタル仕様明細書
- 七 附近三百三十米以内ノ平面見取圖（第六條各號ト關係アルモノ在ルトキハ其ノ位置及距離ヲ明記スルコト）
- 八 觀客ノ定員各階別
- 九 敷地及建築面積
- 一〇 落成期日

- 一 建築場所他人ノ所有地ナルトキハ地主ノ承諾書
- 興行場ノ改築、移轉、増築、修繕若ハ模様替ヲ爲シ又ハ前項第四號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項各號中關係事項ヲ具シ許可ヲ受クベシ
- 工事落成前項第二號、第四號乃至第六號又ハ第八號乃至第十號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第六條 興行場ハ左記各號ノ一ニ該當スル地域内ニ之ヲ設置スルコトヲ得ズ但シ第二號乃至第四號地域内ト雖モ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ支障ナシト認ムル場合ハ許可スルコトアルベシ
 - 一 御陵墓ヨリ三百三十米以内
 - 二 官公署、學校、病院、圖書館ヨリ二百二十米以内
 - 三 激發物其ノ他之ニ類スル危險物貯藏所ヨリ三百三十米以内
 - 四 遊廓地域内
- 第七條 建築工事ニ著手シ又ハ上棟シタルトキハ遲滞ナク届出ヅベシ
- 工事落成シタルトキハ届出デ許可ヲ受クルニ非ザレバ使用スルコトヲ得ズ
- 第八條 興行場使用許可ヲ爲シタルトキハ申請書ノ副本ニ捺印ノ上下附ス
- 興行場主ハ前項ノ副本及本令ニ基テ知事ノ指令書ヲ一括保存シ取締官吏ノ求メアリタルトキハ之ヲ提示スベシ
- 第九條 正當ノ事由ナクシテ許可ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ工事ニ著手セズ又ハ落成期日ヲ過ギ竣工ゼザルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ
- 第十條 興行場ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ
- 觀物場其ノ他特殊ノ興行場ノ構造、設備ハ本條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

- 一 建物ノ敷地ハ幅三米以上ノ道路ニ接セシムルコト
- 二 市街地建築物法施行細則第十四條ヲ適用スル場合ヲ除クノ外次ノ區別ニ依リ空地ヲ存スルコト但シ狀況ニ依リ保安上支障ナシト認ムルトキハ許可スルコトアルベシ
 - イ 觀客定員五百人以上ノモノニ在リテハ前面ニ四米、側面及背面ニ三米以上
 - ロ 觀客定員五百人未滿ノモノニ在リテハ前面ニ三米、側面及背面ニ二米以上
- 三 側面及背面空地ニ外圍ヲ設クルトキハ高幅各一、八米以上ノ非常門三個以上ヲ設クルコト但シ周圍ノ狀況ニ依リ増減スルコトヲ得
- 四 側面空地ヨリ前面空地ニ出ヅベキ場所ニ牆壁ノ類ヲ設クルコトヲ得ズ但シ前號ノ大サヲ有スル非常門ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 建物ノ基礎ハ地質ニ應ジ適當ナル基礎工事ヲ施シ屋根ハ耐火構造ニ非ザルトキハ不燃質材料ヲ以テ覆葺スルコト但シ下張板ヲ用ヒザル亞鉛引鐵板葺ヲ除ク
- 六 建物ノ前面ハ開口ノ三分ノ一以上ヲ出入口トスルコト
- 七 舞臺ニ接近シタル觀客席ノ兩側ニ高一、八米以上幅一、七米以上ノ非常口各一箇所以上ヲ設クルコト
- 八 各階毎ニ適當ノ換氣裝置ヲ爲スコト
- 九 觀客席ノ外側ニ廊下界ヲ設クルトキハ其ノ三分ノ二以上ヲ掃落引戸建トスルコト
- 一〇 非常口及非常門ハ外開トシ且容易ニ開放シ得ル裝置ト爲スコト
- 一一 觀客席ノ床高ハ四十種以上トスルコト但シ床又床下ニ「コンクリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講ズルコト
- 一二 階上觀客席ノ前方ニハ高四十種以上ノ扶欄ヲ設ケ且扶欄外部ニ幅二十種以上ノ樋ヲ附スルコト
- 一三 各階共天井ヲ設ケ其ノ高ハ床板上端二、一五米以上ト爲スコト
- 一四 觀客席ニ通ズル階段ハ幅内法一、二米以上（各階觀客定員百五十名ヲ越ユルトキハ五十名ヲ増ス毎ニ幅十五種ヲ增加ス）蹴上二十一種以下踏面二十七種以上トシ裏板ヲ張り手摺ヲ附シタルモノ二箇以上ヲ設クルコト
- 一五 階上各階ノ觀客定員百五十名以上ナルトキハ前號ノ外直接外部空地ニ通ズル幅内法六十種以上ノ非常階段二箇以上及非常避難ニ適當ナル設備ヲ爲スコト
- 一六 觀客席ハ床張又ハ土間叩ト爲スコト
- 一七 觀客一人ノ占用面積ハ座席ニ在リテハ三千平方種以上立見席ハ二千平方種以上トシ椅子又ハ腰掛席ニ在リテハ幅四十五種以上凭前方ノ餘地ヲ七十五種以上トスルコト
- 一八 觀客席ノ通路ハ左ニ依リ之ヲ設クルコト
 - イ 周圍ノ通路ハ幅内法六十五種以上
 - ロ 座席間ノ通路ハ三、五米以下毎ニ幅四十五種以上
 - ハ 椅子又ハ腰掛席間ノ通路ハ横列六席以下毎ニ幅六十種以上
- 一九 便所ハ觀客用ト藝人用トヲ區別シ且觀客用便所ハ男女別トシ大便所ハ觀客定員二百人、小便所ハ百人ニ付一箇以上トスルコト

二〇 削除

- 二一 火鉢、煙草盆、座布團等ノ藏置室ノ内部ハ不燃質材料ヲ以テシ密閉シ得ル構造トスルコト

- 二二 全場ヲ通觀シ得ベキ場所ニ各階毎ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト
- 二三 上水道ノ敷設アル地ニ在リテハ消火栓二箇以上其ノ敷設ナキ地ニ在リテハ非常用井戸ヲ備付ケ消火用附屬器具ヲ常備スル外輕便消火器又ハ有効ナル消火液ノ類ヲ備付ケルコト
- 二四 廊下、便所及出入口等ヲ暗黒ナラシメザル様燈火設備ヲ爲スコト
- 二五 非常口、非常門ニハ其ノ旨表示スル外夜間ハ赤色ノ燈火ニ依リ表示シ得ル様設備スルコト
- 二六 觀客席ヲ暗黒ナラシムル興行ヲ爲スモノニ在リテハ觀客ノ容貌ヲ認識シ得ベキ程度ノ不滅燈ノ設備ヲ爲シ且ツ觀客席ヲ男席、女席、家族席ニ區劃シ其ノ旨表示スルコト
- 第十一條 保安、風俗、衛生上必要アリト認ムルトキハ興行場ノ改築、増築、模様替、修繕若ハ設備ノ改善ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止若ハ停止スルコトアルベシ
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ届出ヅベシ
 - 一 興行場ヲ廢止シタルトキ
 - 二 第五條第一項第一號及第三號ノ事項ヲ變更シタルトキ
- 第十三條 興行場ヲ讓渡セントスルトキハ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請書ニハ當事者連署シ（讓受人ニ付テハ本籍、住所氏名、生年月日、法人ナルトキハ事務所所在地、名稱、代表者ノ住所、氏名）左ノ書類ヲ添付スベシ

 - 一 讓渡ノ事由ヲ記シタル書面
 - 二 讓渡契約書ノ謄本及讓渡價格説明書
 - 三 讓渡ニ付株主總會、無限責任社員、組合員等ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ決議書又ハ同意書ノ謄本

- 四 讓受人會社ナルトキハ定款ノ謄本

相續ニ依リ興行場ヲ承繼シタルトキハ戸籍謄本ヲ添付シ届出ヅベシ
- 第十四條 興行場主興行場ヲ自ラ管理シ得ザルトキハ管理人ヲ定メ其ノ住所、氏名、生年月日ヲ五日以内ニ届出ヅベシ

管理人ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第十五條 臨時興行ノ爲メ使用スル掛小屋ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ
 - 一 周圍ニハ避難ニ適當ナル空地ヲ有スルコト
 - 二 非常口二箇所以上ヲ設ケ且之ヲ表示スルコト
 - 三 用材ハ堅牢ナルモノヲ用ヒ危險ノ虞ナキ様構造スルコト
 - 四 棧敷ノ下ニ觀客席ヲ設ケザルコト
 - 五 便所ハ觀客用ト藝人用トヲ區別シ且觀客用便所ハ男女別ト爲スコト
 - 六 樂屋ハ外部又ハ觀客席ヨリ見透シ得ザル装置ト爲スコト
 - 七 全場ヲ通觀シ得ベキ場所ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クコト

掛小屋ハ興行開始前所轄警察署長ノ検査ヲ受クベシ既設ノ家屋ヲ使用スルトキ亦同ジ

所轄警察署長ハ興行ノ種類其ノ他ノ事情ニ依リ第一項各號ノ制限ヲ緩和シ又ハ別ニ必要ナル設備ヲ命ズルコトヲ得

第三章 興行

第十六條 興行ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ場屋所有者連署ヲ以テ（納税ニ關係アルトキハ市町村經由）所轄警察

署長ノ許可ヲ受クベシ許可ヲ受ケタル後第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日
 - 二 興行ノ場所
 - 三 興行ノ種類
 - 四 興行ノ日時
 - 五 演題（日別トシ一日二回以上開場スルトキハ各回毎ニ記載スルコト
 - 六 入場料、下足料、場席料等各等級毎ニ一人ノ料金但シ場席ニ區別ヲ設ケ料金ヲ定ムルモノハ其ノ一區別（定員何人）ノ料金
 - 七 藝人、道具方、衣裳方其ノ他隨屬スル者ノ本籍、住所、氏名、年齢及藝名、通稱並納稅義務アル者ハ其納稅濟年月及公務所名ヲ記シタル名簿前項申請書ニハ演劇ニ在リテハ脚本（俄演劇ニ在リテハ筋書）ヲ添付スベシ
- 第十七條 掛小屋又ハ既設家屋ニ於テ僞ス興行願書ニハ前條ノ外左ノ事項ヲ具スベシ
- 一 觀客定員
 - 二 觀客席各階平面圖
 - 三 掛小屋ヲ使用スルモノハ構造仕様書
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル興行ニシテ營利ヲ目的トセザルモノハ主催者ヨリ其ノ種類、開催日時、場所及目的ヲ具シ豫メ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
- 一 官公署、學校、社寺、公益團體ノ主催スル演劇、演藝ノ類
 - 二 素人ノ行フ俄演劇、浪花節、義太夫、万才、舞踊、音樂會、演奏會等

三 農、山、漁村等娛樂機關跡キ地方ニ於テ既設小家屋ヲ利用シテ行フ浪花節、義太夫、万才ノ類

四 花角力

五 盆踊

前項届ニハ出演者ノ住所、職業、氏名、年齢ヲ記シタル名簿ヲ添付スベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當テル興行ヲ爲シ又ハ爲サシムルコトヲ得ズ

- 一 卑猥又ハ慘酷ニ涉ルモノ
- 二 犯罪ヲ誘發助成スル虞アルモノ
- 三 人ノ非違又ハ家庭ノ内情ヲ摘發スル等他人ノ名譽ヲ毀損スル虞アルモノ
- 四 國交ノ親善ヲ害スル虞アルモノ
- 五 道義ニ悖リ又ハ地方ノ民情ニ背馳スル等風教上惡影響ヲ及ボス虞アルモノ
- 六 其ノ他公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アルモノ

第二十條 削除

第二十一條 削除

第二十二條 演劇興行ハ知事ノ檢閲ヲ經タル脚本ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ俄演劇ノ類ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 第十九條各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ興行許可ヲ取消シ臨監警察官吏ハ興行ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 興行主ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 興行中ハ脚本、筋書ヲ備ヘ警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スルコト
- 二 入場料其ノ他客ニ請求スル金額ハ入口賭場キ場所ニ揭示シ定額外ノ金錢ヲ請求セザルコト
- 三 場内ニ於テ販賣又ハ貸貸スル物品ノ價格及料金ハ賭場キ場所揭示シ定額外ノ金錢ヲ請求シ又ハ請求セシメザルコト
- 四 興行中ハ出入口、便所、廊下ヲ暗黒ナラシメザルコト
- 五 興行中ニ非常口、非常門ノ鎖鑰ヲ外シ且夜間ハ赤色燈ヲ點ズルコト
- 六 觀客席ヲ暗黒ナラシムル興行ニ在リテハ客ノ容貌ヲ認識シ得ベキ光度ノ不滅燈ヲ點ズルコト
- 七 興行場周圍ノ空地及非常口非常門ノ内外ニハ避難ノ場合妨害トナルベキ物件ヲ置カザルコト
- 八 觀客定員ヲ超ヘテ入場セシメザルコト
- 九 觀客席及便所ハ興行開始前清潔ニ掃除シ便所ニハ隨時消毒藥及防臭劑ヲ撒布スルコト
- 一〇 觀客席ヲ暗黒ナラシムル興行ニ在リテハ男席、女席、家族席ノ別ニ著席セシムルコト
- 一一 濫ニ觀客ヲ舞臺又ハ樂屋ニ出入セシメザルコト
- 一二 非常ノ場合ニ處スル計畫ヲ定メ豫メ從事者ニ周知セシメ置クコト
- 一三 興行中火災アルコトヲ認知シタルトキハ直チニ觀客ニ告知シ必要ナル措置ヲ講ズルコト
- 一四 濫ニ出演者ヲ觀客席ニ出入セシメザルコト
- 一五 觀客ニ貸與スル火鉢、座布團ノ類ハ常ニ清潔ニシ座布團ハ隨時日光消毒ヲ行フコト
- 一六 火鉢、座布團、煙草盆ノ類ハ興行終了後藏置室ニ格納スルコト
- 一七 其ノ他警察官吏ニ於テ取締上必要ト認メ特ニ命ジタル事項

第四章 脚本

第二十五條 脚本ノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

- 一 申請者ノ本籍、住所、氏名（法人ナルトキハ事務所所在地、名稱及代表者ノ住所、氏名）
 - 二 脚本ノ題名及作者名（翻譯又ハ改作ニ係ルモノハ原題名及原作者名）
 - 三 脚本ノ冊數及頁數
 - 四 他ノ廳府縣ノ檢閲ヲ受ケタルコトノ有無及其ノ結果
 - 五 事實ヲ脚色シタルモノニシテ利害關係者アルトキハ其ノ主タル者ノ承諾書
- 前項ノ定ニ依リ提出スル脚本ハ楷書ヲ以テ丁寧ニ記載シ抹消又ハ挿入シタルトキハ欄外ニ其ノ字數ヲ記入ズベシ
- 第二十六條 前條ノ規定ニ依リ申請アリタル脚本ニシテ公安、風俗上支障ナシト認ムルトキハ脚本ニ檢閱済ノ檢印ヲ押捺シ且每葉契印ノ上交付ス但シ内容ニ改變ヲ加ヘ又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ
- 檢閱済ノ脚本ト雖モ取締上必要ト認ムルトキハ上演ノ禁止、制限其ノ他ノ措置ヲ命ズルコトアルベシ

第五章 削除

第二十七條 乃至第三十四條 削除

第六章 (缺)

第七章 罰則

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第五條、第七條第二項、第八條第二項、第十二條、第十三條、第十四條第一項、第十六條、第十八條乃至第二十二條又ハ第二十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條、第二十三條後段又ハ第二十六條第二項ニ基ク命令又ハ處分ニ違背シタル者

三 第二十五條ノ規定ニ依リ檢閲ヲ經タル脚本ノ内容ヲ濫ニ變更シ又ハ條件ニ違反シタル者

第三十六條 興行場主又ハ興行主ガ未成年者又禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

興行場主又ハ興行主ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

法人ノ代表者其ノ他ノ從業法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

第八章 附 則

本令施行前許可ヲ受ケタル興行場ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ第十條第一號、第二號、第十一號、第十四號、第十七號及第十八號ノ構造ヲ除ク外本令ニ適合セザル構造設備ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ改造シ檢査ヲ受クベシ

本令施行前説明者又ハ技士ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本令ハ昭和十二年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

興行場及興行取締規則施行細則

昭和十二年七月二十日
山口縣訓令第二十七號
改正昭和十五年三月訓令第五號

興行場及興行取締規則施行細則

第一條 興行場及興行取締規則（以下單ニ規則ト稱ス）第五條第一項ニ依ル申請アリタルトキハ左ノ事項調査ノ上意見ヲ附シ進達スベシ

一 申請書記載事項ノ正否

二 申請者及運業者ノ性質、素行、經歷、資産、信用ノ程度（法人ナルトキハ其ノ業態、資本金額、經歷、信用ノ程度）

三 起業ノ確否

四 既設興行場ニ及ボス影響

五 附近住民ノ意嚮

六 規則第六條但書ニ依ルモノナルトキハ其ノ狀況詳細

七 其ノ他参考トナルベキ事項

規則第五條第二項又ハ同第十三條第一項ニ依ル申請アリタルトキハ前項ニ準ジ處理スベシ

第二條 規則第七條第一項ニ依ル届出アリタルトキハ隨時工事場ヲ臨檢シ不都合アリト認ムルトキハ即報シ同條第二項ニ依ル届出アリタルトキハ許可ヲ受ケタル事項ニ適合スト認ムルトキハ副本添付ノ上進達スベシ

第三條 規則第八條第一項ニ依リ申請書副本ニ捺捺スベキ檢印ハ第一號様式ニ依ル

第四條 規則第九條、第十一條ノ處分ヲ要スト認ムルトキ又ハ第十四條ニ依リ管理人ヲ置キ若ハ變更スル必要アリト認ムルトキハ狀況ヲ具シ報告スベシ

第五條 規則第十六條ノ願出アリタルトキハ同條ニ定ムル事項ノ外脚本ハ所定ノ檢閲ヲ受ケタルモノナリヤ且擅ニ字句ヲ修正又ハ變更シタルモノニ非ザルヤヲモ審査シ支障ナシト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

掛小屋又ハ既設家屋ヲ使用スル興行ニ在リテハ成ルベク規則第十五條第二項ニ依ル檢査終了後許可スベシ

第六條 規則第十六條第一項第六號及第二十四條第二號ノ入場料ニハ觀覽稅ヲ包含スルモノト解スベシ

第七條 脚本ノ字句ヲ擅ニ修正又ハ變更セルモノハ其文意ニ影響ヲ及ボサザルモノト雖モ檢閲ノ効力ヲ失ヒタルモノトシテ取扱ヒ其ノ題名、檢閱番號及字句ノ修正又ハ變更セル部分其ノ他參考トナルベキ事項ヲ報告スベシ

第八條 削除

第九條 規則第十八條ノ適用ニ付テハ入場料ヲ徵スル場合ト雖モ剩餘金ヲ慈善又ハ公益ノ爲支出スルモノハ營利ノ目的ヲ有セザルモノト解スベシ

第十條 削除

第十一條 規則第二十三條ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ狀況ヲ詳具シ報告スベシ

第十二條 規則第二十六條第一項ニ依リ檢閲セル脚本ニ捺捺スベキ檢印及契印ハ第二號様式ニ依ル

第十三條 規則第二十五條第二項ノ規定ニ依リ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ別紙第二號様式ノ契印ヲ捺捺スベシ

第十四條 規則第二十六條第二項ニ依リ處分ノ必要アル脚本アリト認メタルトキハ題名、檢閱番號、檢閱年月日及處分ヲ必要ト認ムル事由ヲ具シ報告スベシ

第十五條 削除

第十六條 興行ヲ許可シタルトキハ第二號様式ノ許可證ヲ交付スベシ但シ料金を徵セザル興行ニ付テハ口頭ニテ許可ヲ通告スルコトヲ得

第十七條 所轄警察署ニハ第四號乃至第六號様式ノ簿書、警察部ニハ第六號様式ノ簿書ヲ備ヘ整理スベシ

附 則

本訓令ハ興行場及興行取締規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年七月二十五日ヨリ施行)左ノ訓令及通牒ハ之ヲ廢ス

昭和六年二月十三日訓令第七號興行場及興行取締規則施行手續

昭和六年十月二十日保第一三、三八九號活動寫眞說明取締ニ關スル件

昭和六年七月二十四日保第九、二一八號學校内ニ於ケル活動寫眞取扱ニ關スル件

昭和七年七月二十三日保第八、七八〇號縣主催ノ活動寫眞映寫ニ關スル件

昭和七年十一月八日保第一四、三一〇號活動寫眞取締ニ關スル件

昭和九年三月十二日保第九五四號興行場備付消火器ニ關スル件

昭和十年一月二十九日保第七九〇號軍事思想普及ノ爲活動寫眞映寫ニ關スル件

昭和十一年五月四日保第四、一四〇號興行場及興行取締規則取扱ニ關スル件

大正三年七月二十三日保第六、五四七號盆踊許否ニ關スル件

130
78

昭和十七年六月二十八日印刷
昭和十七年七月五日發行

(實費金五拾五錢) 送料實費

山口縣警察部保安課內
編輯者 山口縣興行協會
發行者 山口市後河原一五番地 小澤 彬 啓
印刷所 山口市縣廳通リ
印刷所 山口縣興行協會
發行所 山口縣興行協會
(山口縣警察部保安課)

(南山 109)



(第一號樣式)
(徑五種)

檢印



第二號樣式

契印



終

